

清掃のあらし

2024

～資源を有効に利用する循環型のまちを目指して～

流山市環境部

クリーンセンター

ケロクルタウン

ケロクルは、カエルとリサイクルをかけた「流山市ごみ減量・資源化キャラクター」として平成 10 年に誕生しました。

カエルは自然が大好き(自然との共生)

意識を**カエル**

生活(ライフスタイル)を**カエル**

事業活動を**カエル**

自らの行動をふり**カエル**



「ケロクル」

このように、意識や生活などを**カエル**ことで、これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、最適生産・最適消費・最少廃棄が進んだ社会を循環型社会といい、私たちが目指す循環型社会、将来の流山を「ケロクルタウン」と名付けました。

目次

第1章 本市の概要	
1 市の概要	2
2 人口と世帯	3
第2章 組織と体制	
1 組織	4
2 事務分掌	4
3 附属機関	5
4 職員の配置	6
5 勤務体系	7
6 廃棄物処理施設	8
第3章 予算と経費	
1 一般会計予算	14
2 清掃費	16
3 清掃費(決算)の推移	16
4 清掃関連歳入(決算)	16
5 処理経費	18
第4章 ごみ処理	
1 ごみ処理体系	19
2 分別区分	20
3 令和5年度ごみ処理フロー	22
4 令和5年度ごみ処理年報	23
5 ごみ処理量の推移	25
6 動物死体処理量	26
7 剪定枝等処理量	26
8 各種測定資料	27
第5章 し尿及び浄化槽汚泥処理	
1 し尿及び浄化槽汚泥処理人口	31
2 令和5年度し尿及び浄化槽汚泥処理フロー	31
3 し尿及び浄化槽汚泥処理量年報	31
4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移	31
第6章 ごみ減量・資源化の啓発	
1 数値目標	32
2 啓発事業の実施状況	34
3 廃棄物(ごみ)減量等推進員	37
4 リサイクルプラザ	38
5 集団回収	39
6 生ごみの資源化	40
7 事業系ごみの減量	40
8 リサイクル推進店	41
資料	
1 条例・規則等	42
2 廃棄物関係業者名簿	72
3 流山市分別収集計画	74
4 令和6年度一般廃棄物処理実施計画	80
5 清掃事業の沿革	91

第1章 本市の概要

1 市の概要

流山市は、千葉県北西部に位置し、東京都心から25km圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和42年に市制施行となり、令和6年4月1日現在、人口約21万1千人の中堅都市として発展を続けている。

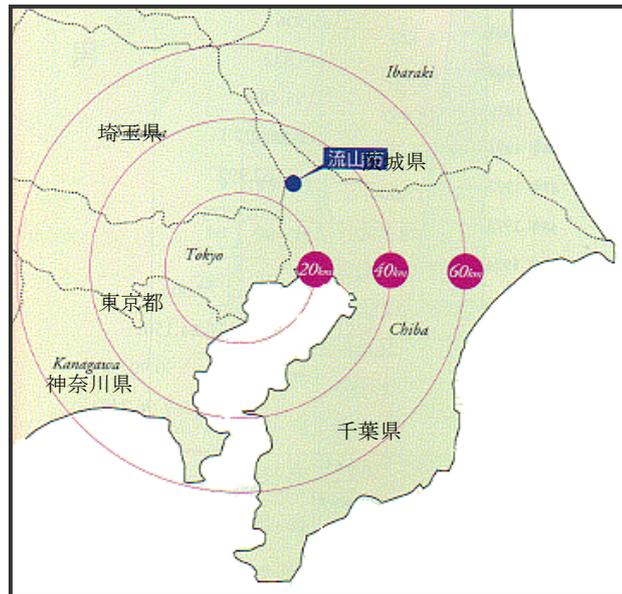
かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾県及び印旛県の県庁所在地でもあった。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかるが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に、鉄道沿線の宅地開発により急速に発展し、JR常磐線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、JR武蔵野線、流鉄流山線の鉄道沿線に市街地が形成されてきた。

さらに、平成17年8月につくばエクスプレスが開通し、都心まで約20分で行けるようになった。

この沿線整備により、流山おおたかの森駅周辺には大型商業施設がオープンし、近隣には高層マンションの建設が進み、また、目指すべき都市イメージを「都心から一番近い森のまち」とするとともに「母になるなら、流山市。」をキャッチフレーズとしたPRにより、更なる発展が期待されている。

市の概要

面積	35.32 km ²
市制施行	昭和42年(1967年)
市の木	つげ
市の花	つつじ
市の鳥	オオタカ
姉妹都市	福島県相馬市 長野県信濃町 石川県能登町 岩手県北上市



流山おおたかの森駅周辺

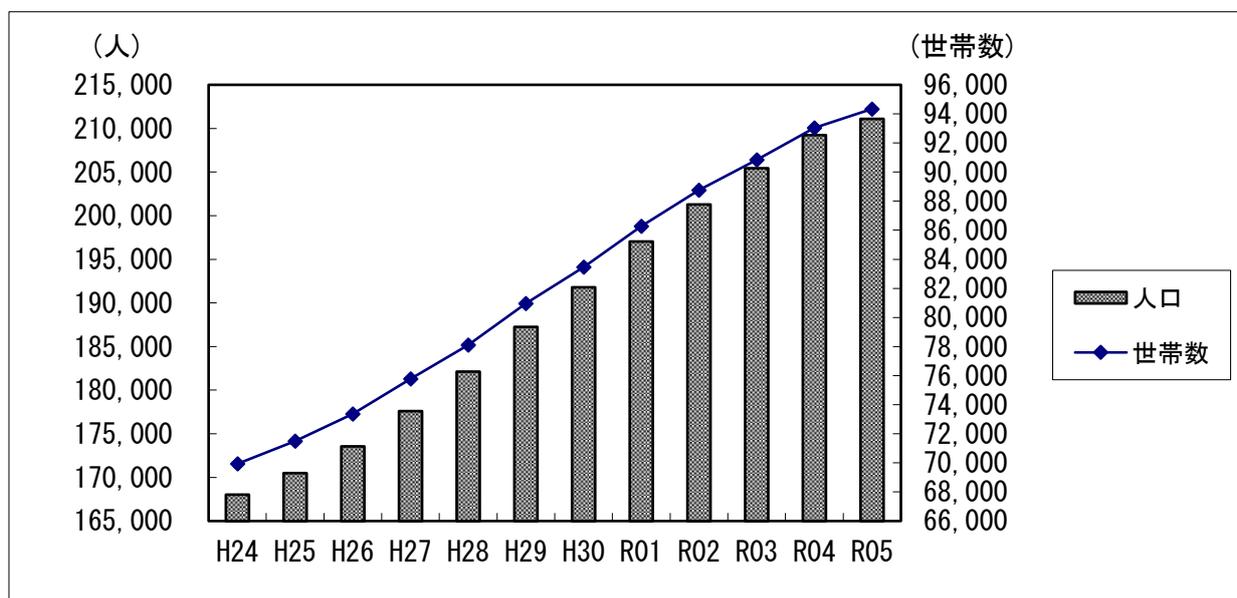


2 人口と世帯

(単位:人)

年度 (各年度末)	住民基本台帳人口 ①	世帯数 ②	世帯人員 ③=①/②
H24	168,024	69,933	2.40
H25	170,493	71,492	2.38
H26	173,556	73,353	2.37
H27	177,597	75,770	2.34
H28	182,126	78,116	2.33
H29	187,252	80,964	2.31
H30	191,792	83,460	2.30
R01	197,041	86,275	2.28
R02	201,284	88,758	2.27
R03	205,439	90,838	2.26
R04	209,237	93,035	2.25
R05	211,097	94,341	2.24

住民基本台帳法の改正（平成 24 年 7 月 9 日施行）により、住民基本台帳人口は外国人を含む。

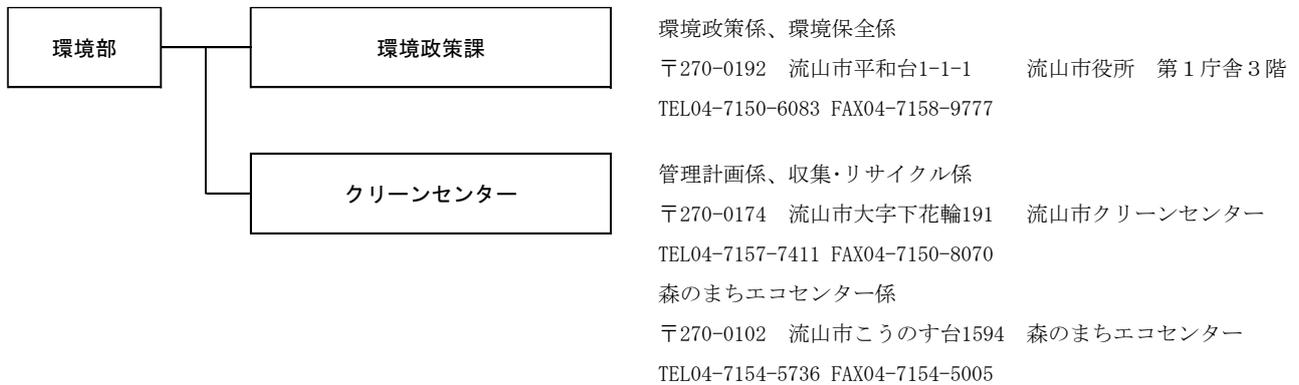


人口と世帯の推移

第2章 組織と体制

1 組織

(令和 6年4月1日現在)



2 事務分掌

課	係室	事務分掌
環境政策課	環境政策係	1 環境政策の企画及び調整に関すること。 2 環境基本計画に関すること。 3 環境審議会に関すること。 4 自然環境の保全に関すること。 5 環境保全の推進及び指導に関すること。 6 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関すること。 7 行政不服審査法等に基づく審査請求における審査庁としての事務に関すること（部内の他課の所掌に係る処分に係るものに限る。） 8 市の鳥に関すること。 9 課及び環境部の庶務に関すること。
	環境保全係	1 そ族及び病虫害（稲作等に係るものを除く。）の予防に関すること。 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。 3 消毒機械器具の管理に関すること。 4 墓地等及び改葬に関すること。 5 ごみゼロ運動に関すること。 6 雑草等の除去促進に関すること。 7 不法投棄の防止強化に関すること。 8 埋立等による環境の障害防止に関すること。 9 公害の調査、規制、相談及び苦情処理に関すること。 10 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関すること。 11 放射能対応の総合調整及び損害賠償に関すること。 12 その他環境保全及び公害に関すること。

課	係室	事務分掌
クリーンセンター	管理計画係	1 清掃事業に係る企画、調整、統計及び調査に関すること。 2 一般廃棄物処理基本計画に関すること。 3 廃棄物対策審議会に関すること。 4 一般廃棄物処理業者（ごみ・し尿・浄化槽汚泥）の許可、指導監督及び許可申請手数料に関すること。 5 リサイクルプラザ・プラザ館、ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の運営、維持管理及び周辺の環境保全対策に関すること。 6 ごみの焼却及び最終処分に関すること。 7 清掃施設の調査研究、整備計画、用地及び建設等に関すること。 8 課の庶務に関すること。
	収集・リサイクル係	1 ごみ収集の計画及び作業に関すること。 2 ごみの分別、搬入の指導及び啓発に関すること。 3 動物の死体の収集、運搬及び処分に関すること。 4 廃棄物手数料（ごみ・動物の死体・し尿・浄化槽汚泥）に関すること。 5 ごみの排出抑制、減量、資源化及び再生利用の推進及び啓発に関すること。 6 リサイクル団体の育成に関すること。 7 資源回収事業に関すること。 8 ごみ集積所及びリサイクルステーションに関すること。
	エコ森のまちセンター係	1 し尿、汚泥及び剪定枝の処理施設並びにし尿、汚泥及び剪定枝の処理関連施設の運営及び維持管理に関すること。 2 し尿、汚泥及び剪定枝の収集、運搬、処理及び処分に関すること。 3 堆肥の生成及び配布、販売に関すること。 4 剪定枝の処理手数料に関すること。 5 その他し尿、汚泥及び剪定枝処理の実施に関すること。

「流山市行政組織規則」より

3 附属機関

(1) 流山市環境審議会

設置年月日	平成5年4月1日
設置根拠	流山市附属機関に関する条例
内容	環境の保全に係る基本的事項等に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。
委員定数	12人以内
事務局担当課	環境政策課

(2) 流山市廃棄物対策審議会

設置年月日	平成6年7月1日
設置根拠	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
内容	一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。
委員定数	15人以内
事務局担当課	クリーンセンター

4 職員の配置

(令和6年4月1日現在)

職名	環境部	環境政策課	環境政策係	環境保全係	クリーンセンター	管理計画係	収集・リサイクル係	森のまちエコセン	合計
								ター	
部長	1								1
次長									
課長 / 所長		1			1				2
課長補佐 / 副所長		2			2				4
係長			1	(1)		1	1	1	4
主任主査						1			1
主査						3			3
副主任主査			1	2					3
主任主事				2			1	1	4
主任技師									
技師									
主事			4	2			6		12
事務員						1			1
小計	1	3	6	6	3	6	8	2	35
工場長 / 職長						1		1	2
副工場長						1			1
主任機械管理員						13		3	16
機械管理員						2		2	4
小計						17		6	23
合計	1	3	6	6	3	23	8	8	58

※ () 内は兼務

5 勤務体系

(1) 環境政策課

勤務時間 月曜日から金曜日 8:30～17:15

(2) クリーンセンター

ア ごみ焼却施設

運転管理体制は次表のとおりである。

	人員	勤務時間
直営	工場長 1名 副工場長 1名 一般廃棄物処理施設技術管理者 1名 ボイラータービン主任技術者 1名 電気主任技術者 1名	8:30～17:00 (副工場長は8:00～16:30)
	班長 4名 運転班 13名(4班)	月曜日から土曜日 早番 7:00～15:30 中番 8:00～16:30 遅番 10:30～19:00
委託	所長 1名	運転班(A)(B) 月曜日から土曜日 (18:45～7:15)
	副所長 1名	夜勤 18:45～7:15
	運転班(A) 7名	日曜日 日勤 6:45～19:15
	運転班(B) 7名	夜勤 18:45～7:15
	運転班(C) 6名	運転班(C)(保全) 月曜日から金曜日 8:00～17:00 運転班(C)(灰処理) 月曜日から土曜日 早番 6:00～15:00 平常 8:00～17:00 遅番 11:00～20:00

※ リサイクルプラザ・リサイクル館は全て委託している。

イ 森のまちエコセンター

運転管理体制は次表のとおりである。

施設名称	し尿処理施設	剪定枝資源化施設
管理人員	5名(直営)	
勤務曜日・時間	月曜日から土曜日 8:30～17:15	
休日・夜間の管理	委託	土曜日・祝日の計量業務は委託

ウ 事務所

勤務時間 月曜日から金曜日 8:30～17:00 (クリーンセンター)

8:30～17:15 (森のまちエコセンター)

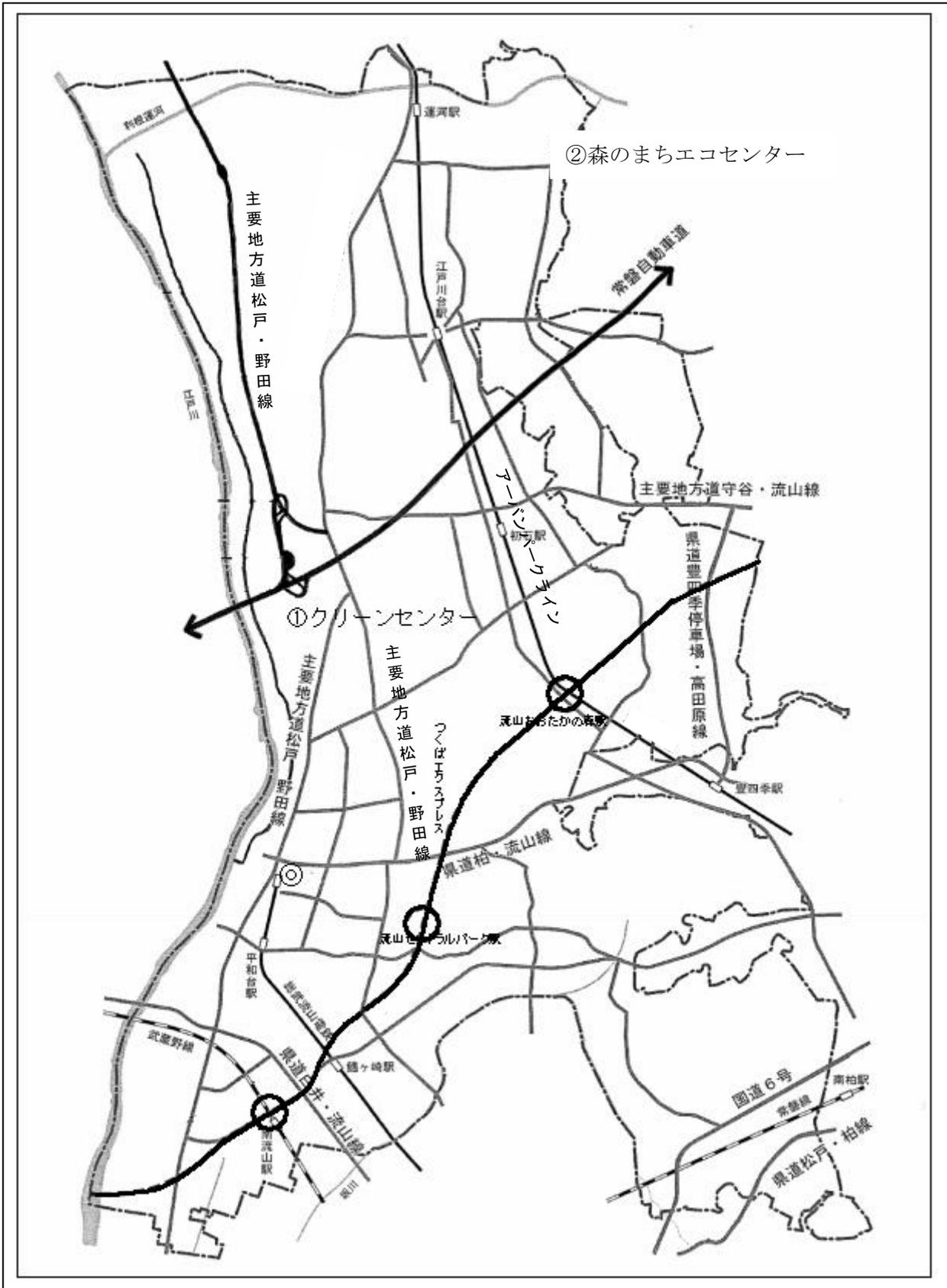
※クリーンセンターについては、土曜日及び祝日(年末年始を除く)は職員及び会計年度任用職員が交代で勤務している。

※リサイクルプラザ・プラザ館については、月曜日から金曜日の平日は事務所により運営を行っているが、土曜日及び祝日(年末年始を除く)は会計年度任用職員2名体制としている。

※森のまちエコセンターについては、受付業務を月曜日から金曜日は事務所により運営を行っているが、土曜日及び祝日(年末年始を除く)はシルバー人材センターに委託している。

6 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の位置



(2) 流山市クリーンセンター

施設名称	流山市クリーンセンター	
所在地	流山市大字下花輪191番地	
敷地面積	全体敷地面積	約4.4ha
建築面積	ごみ焼却施設	5,798㎡
	リサイクルプラザ (リサイクル館)	5,262㎡
施設規模	ごみ焼却施設	207 t/日
	リサイクルプラザ (リサイクル館)	57.1 t/日 (H26.1.21変更)
構造	ごみ焼却施設	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上5階・地下2階
	リサイクルプラザ (リサイクル館)	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階
	リサイクルプラザ (プラザ館)	鉄骨造 地上3階
建設費	ごみ焼却施設	8,820,000千円
	リサイクルプラザ	2,572,500千円
工期	着工	平成13年8月
	竣工	平成16年2月

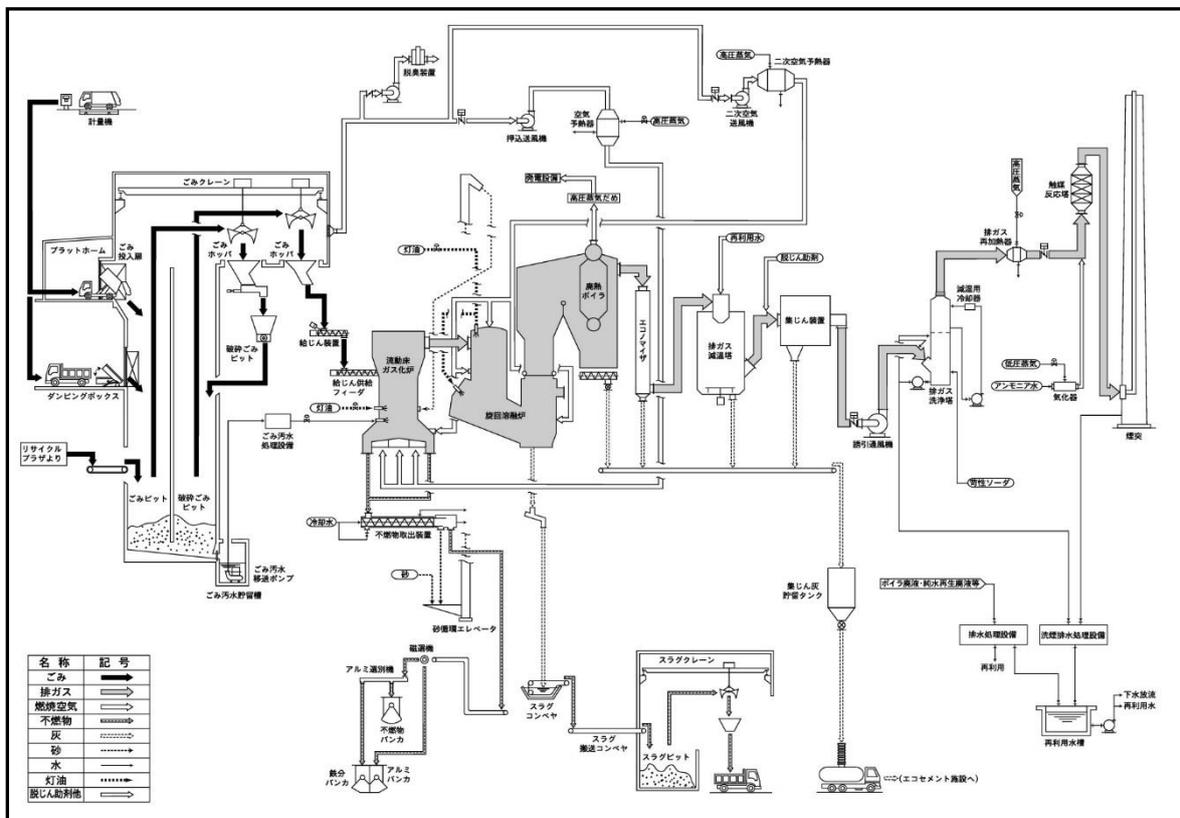
全体配置図



ア ごみ焼却施設

施設規模	69 t / 24h × 3炉 計207 t / 日
受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
溶融焼却設備	ガス化溶融炉(流動床式)
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、湿式有害ガス除去装置、触媒脱硝設備
余熱利用設備	発電(最大3,000kw)、給湯、冷暖房、地域融和施設
通風設備	平衡通風方式、煙突(120m)
灰出し設備	鉄分・アルミ・不燃物(パンカ方式) 水砕スラグ(ピットアンドクレーン方式)
給水設備	圧力給水方式
排水処理設備	凝集沈殿、ろ過方式

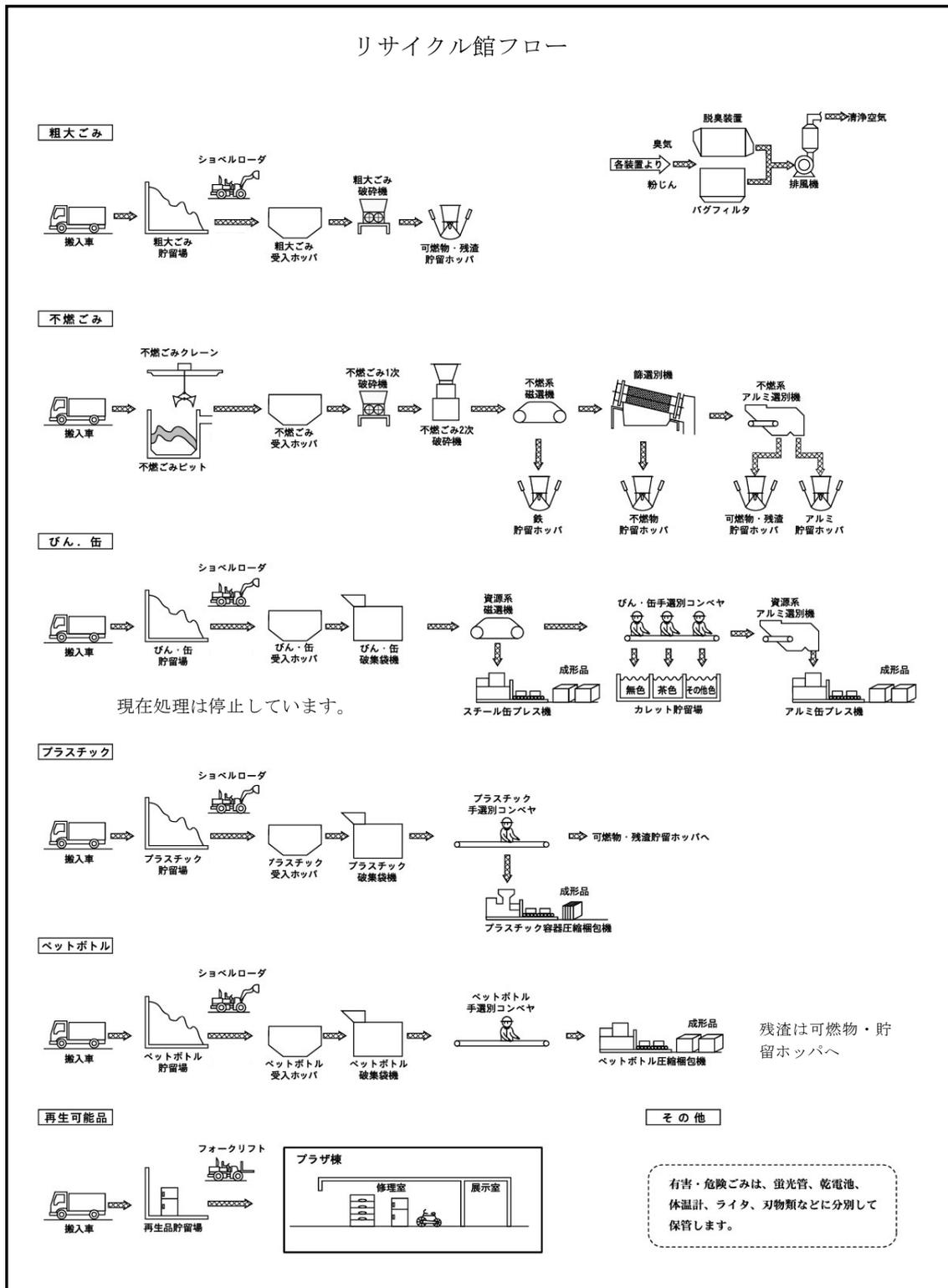
ごみ焼却施設フロー



ごみ焼却施設は、延命化事業として基幹の設備改良工事を実施します。令和5年度から工事着手し、令和7年度終了予定。

イ リサイクルプラザ・リサイクル館

施設規模	57.1 t / 日 (5h)
粗大ごみ処理系	8.2 t / 日 × 1 系列
燃やさないごみ処理系	24.1 t / 日 × 1 系列
びん・缶処理系	0 t / 日 × 0 系列 (H24.7.31 軽微変更) 休止中
ペットボトル処理系	4.6 t / 日 × 1 系列 (H24.7.31 軽微変更)
プラスチック類処理系	20.2 t / 日 × 1 系列



(ア) 不燃・粗大ごみ処理系

受入供給	ピットアンドクレーン及びダンピングボックス方式(燃やさないごみ系)
	受入ホッパ投入方式(粗大ごみ系)
破碎	二軸剪断破碎機、二軸引裂破碎機、高速回転式破碎機
選別種類	鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物
搬出	鉄類、アルミ類はホッパに貯留後、搬出

(イ) 資源(びん・缶)処理系 現在処理は停止しています。

受入供給	受入ホッパ投入方式
選別種類	スチール缶、アルミ缶、びん類(無色、茶色、その他)
搬出	缶類はプレス後、搬出 びん類はヤード貯留後、搬出

(ウ) ペットボトル処理系

受入供給	受入ホッパ投入方式
選別種類	ペットボトル、ペットボトル以外のボトル
搬出	圧縮梱包後、搬出

(エ) プラスチック処理系

受入供給	受入ホッパ投入方式
選別種類	軟質系プラスチック、その他プラスチック
搬出	軟質系プラスチックは圧縮梱包後、搬出

ウ リサイクルプラザ・プラザ館

1F	再生工房	家具・自転車等の修理再生
	情報コーナー	リサイクルに関する情報提供スペース リサイクル作品の展示
	展示コーナー	家具・自転車等の再生品展示スペース
2F	工芸室1・2	リサイクルの実演・実習
	研修室1・2・3	ごみやリサイクルに関する研修・会議

クリーンセンターでは毎月1回クリーン DAY を定め職員が施設周辺のごみ拾いを行っているケロ



クリーンDAYの回収実績

(単位：kg)

実施日	回収量	実施日	回収量
R05年4月20日	10	R05年10月19日	10
R05年5月18日	10	R05年11月16日	20
R05年6月15日	10	R05年12月21日	(4kg以下)
R05年7月20日	20	R06年1月18日	20
R05年8月17日	(4kg以下)	R06年2月15日	(4kg以下)
R05年9月21日	10	R06年3月21日	10
		合計	120

(参考 H17年1月から実施)

(3) 森のまちエコセンター（流山市汚泥再生処理センター）

森のまちエコセンターはし尿処理施設と剪定枝資源化施設から構成されている。

施設概要

施設名称	森のまちエコセンター（流山市汚泥再生処理センター）	
事業主体	流山市	
所在地	流山市こうのす台1594番地	
所在地の用途区分	第一種住居地域	
	し尿処理棟	剪定枝資源化棟
構造	地下1階 地上2階 鉄骨造	平屋 鉄骨造
敷地面積	14,508㎡	
建築面積	792㎡	621㎡
延床面積	1,792㎡	621㎡
処理能力	水処理 56k1/日 (し尿11k1/日 浄化槽汚泥45k1/日)	資源化 3t/日
水処理	処理方法	主処理 浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式+高度処理
		高度処理 活性炭
		汚泥処理 脱水
		臭気処理 薬液洗浄後活性炭吸着
	放流先	一級河川 利根運河を経て江戸川
脱水汚泥・し渣の処理方法	流山市クリーンセンターで焼却処分	
竣工	平成22年3月	



剪定枝を燃やさないで堆肥やチップとして資源化できるんだ。
また、緑を育てることに活用するんだケロ



森のまちエコセンター

第3章 予算と経費

1 一般会計予算

(1) 歳入

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%
市税	31,928,860	43.7	34,273,968	40.0	36,479,550	44.0
地方譲与税	351,134	0.5	341,134	0.4	340,988	0.4
利子割交付金	16,000	0.0	16,000	0.0	15,000	0.0
配当割交付金	157,000	0.2	157,000	0.2	220,000	0.3
株式等譲渡所得割交付金	126,000	0.2	149,000	0.2	149,000	0.2
法人事業税交付金	142,000	0.2	180,000	0.2	230,000	0.3
地方消費税交付金	3,593,000	4.9	4,025,000	4.7	4,160,000	5.0
環境性能割交付金	55,000	0.1	55,000	0.1	63,000	0.1
地方特例交付金	285,000	0.4	299,317	0.3	311,700	0.4
地方交付税	1,476,467	2.0	1,531,000	1.8	1,369,000	1.6
交通安全対策特別交付金	23,000	0.0	20,000	0.0	17,000	0.0
分担金及び負担金	1,295,375	1.8	1,414,969	1.7	1,413,749	1.7
使用料及び手数料	904,086	1.2	903,211	1.1	930,552	1.1
国庫支出金	15,926,259	21.8	18,653,197	21.8	17,126,064	20.7
県支出金	5,893,753	8.1	6,340,092	7.4	6,938,759	8.4
財産収入	85,036	0.1	85,499	0.1	88,647	0.1
寄附金	62,582	0.1	109,523	0.1	115,125	0.1
繰入金	2,305,207	3.2	4,963,222	5.8	2,956,122	3.6
繰越金	600,000	0.8	600,000	0.7	600,000	0.7
諸収入	2,454,541	3.4	1,906,468	2.2	1,965,944	2.4
市債	5,329,700	7.3	9,589,400	11.2	7,419,800	8.9
合計	73,010,000	100.0	85,613,000	100.0	82,910,000	100.0

(2) 歳出

款(項)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%
議会費	406,253	0.6	403,916	0.5	401,372	0.5
総務費	4,150,590	5.7	4,342,854	5.1	4,510,292	5.4
民生費	35,110,881	48.1	37,066,672	43.3	39,304,650	47.4
衛生費	7,835,493	10.7	9,715,555	11.4	10,529,943	12.7
保健衛生費	4,790,057	6.5	4,436,483	5.2	3,992,305	4.8
清掃費	3,045,436	4.2	5,279,072	6.2	6,537,638	7.9
労働費	20,893	0.0	19,551	0.0	20,173	0.0
農林水産業費	205,244	0.3	217,763	0.3	232,151	0.3
商工費	757,968	1.0	710,205	0.8	841,012	1.0
土木費	6,162,628	8.4	8,326,093	9.7	7,629,629	9.2
消防費	2,610,387	3.6	3,294,082	3.8	4,877,739	5.9
教育費	11,298,266	15.5	16,975,869	19.8	9,742,169	11.8
災害復旧費	9	0.0	9	0.0	9	0.0
公債費	4,301,387	5.9	4,390,430	5.1	4,670,860	5.6
諸支出金	1	0.0	1	0.0	1	0.0
予備費	150,000	0.2	150,000	0.2	150,000	0.2
合計	73,010,000	100.0	85,613,000	100.0	82,910,000	100.0

2 清掃費

区分	R03	R04	R05	R06
項目	決算(円)	決算(円)	決算(円)	当初予算(円)
(款)衛生費	9,120,694,640	8,487,157,348	10,131,989,241	10,529,943,000
保健衛生費	6,007,130,153	5,266,687,358	5,204,476,709	3,992,305,000
清掃費	3,113,564,487	3,220,469,990	4,927,512,532	6,537,638,000
清掃総務費	488,391,625	480,732,204	294,079,022	301,472,000
職員人件費	227,745,604	236,631,588	247,540,128	249,202,000
クリーンセンター事務に要する経費	59,495,711	42,638,163	44,707,256	50,596,000
廃棄物処理計画に要する経費	201,150,310	201,462,453	1,831,638	1,674,000
塵芥処理費	1,397,487,228	1,461,364,507	1,517,595,033	1,547,975,000
ごみ処理管理運営に要する経費	1,397,487,228	1,461,364,507	1,517,595,033	1,547,975,000
リサイクル推進費	349,650,723	329,004,776	353,906,110	358,212,000
ごみ減量・資源化に要する経費	470,463	491,577	463,620	11,654,000
リサイクル活動支援に要する経費	258,484,405	242,646,277	228,350,699	221,239,000
剪定枝資源化施設運営に要する経費	90,695,855	85,866,922	125,091,791	125,319,000
塵芥処理施設整備費	649,565,870	711,118,320	2,513,663,350	4,051,454,000
塵芥処理施設管理に要する経費	649,565,870	711,118,320	2,513,663,350	4,051,454,000
し尿処理費	228,469,041	238,250,183	248,269,017	278,525,000
し尿処理施設管理運営に要する経費	228,469,041	238,250,183	248,269,017	278,525,000

3 清掃費(決算)の推移

(単位：円)

項目	R01	R02	R03	R04	R05
清掃費	2,730,087,536	2,609,780,863	3,113,564,487	3,220,469,990	4,927,512,532
清掃総務費	373,632,216	279,526,130	488,391,625	480,732,204	294,079,022
塵芥処理費	1,293,602,211	1,258,146,444	1,397,487,228	1,461,364,507	1,517,595,033
リサイクル推進費	264,110,749	282,174,587	349,650,723	329,004,776	353,906,110
塵芥処理施設整備費	577,612,456	568,210,890	649,565,870	711,118,320	2,513,663,350
し尿処理費	221,129,904	221,722,812	228,469,041	238,250,183	248,269,017

4 清掃関連歳入(決算)

(1) 使用料

(単位：円)

区分	R01	R02	R03	R04	R05
電柱用行政財産使用料	32,024	32,024	30,460	30,507	30,504
自動販売機用行政財産使用料	25,074	25,074	27,578	41,335	36,246
リサイクルプラザ・プラザ館研修室等使用料	13,620	33,360	21,760	41,790	42,530
ガス整圧器用行政財産使用料	0	13,651	13,651	13,651	13,461
クリーンセンター太陽光発電設備用行政財産使用料	3,648	3,648	3,668	3,668	3,633
その他(行政財産使用料)	0	0	0	0	架設事務所 1,495,707
合計	74,366	107,757	97,117	130,951	1,622,081

(2) 手数料

(単位：円)

区分	R01	R02	R03	R04	R05
ごみ処理手数料	239,522,430	382,200,600	391,047,300	404,563,200	393,133,500
粗大ごみ手数料	37,253,480	61,435,500	60,805,200	59,005,400	58,788,700
動物死体処理手数料	385,320	356,400	344,300	304,700	332,200
し尿処理手数料	8,783,280	8,392,890	9,776,250	7,910,430	7,344,480
滞納繰越分	183,298	236,980	164,120	208,840	181,870
浄化槽汚泥処理手数料	2,455,820	2,233,810	2,081,550	1,963,020	1,744,690
一般廃棄物処理許可申請手数料	210,000	10,000	200,000	10,000	190,000
合計	288,793,628	454,866,180	464,418,720	473,965,590	461,715,440

(3) 国庫支出金

(単位：円)

区分	R01	R02	R03	R04	R05
廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	1,598,544	1,715,105	1,688,015	1,787,500	1,785,932
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	0	2,999,000	0	0	0
指定廃棄物保管業務委託金	0	0	5,665,000	0	0
合計	1,598,544	4,714,105	7,353,015	1,787,500	1,785,932

(4) 財産収入

(単位：円)

区分	R01	R02	R03	R04	R05
建物貸付収入	405,000	330,000	330,000	330,000	330,000
屋根貸付収入	182,300	180,600	180,600	180,600	180,600
廃棄物処理施設整備等基金利子	105,683	140,770	6,910	12,053	14,238
合計	692,983	651,370	517,510	522,653	524,838

(5) 寄附金

(単位：円)

区分	R01	R02	R03	R04	R05
廃棄物処理施設整備等基金寄附金	7,288,838	1,601,072	994,000	1,316,000	1,446,000
合計	7,288,838	1,601,072	994,000	1,316,000	1,446,000

(6) 繰入金

(単位：円)

区分	R01	R02	R03	R04	R05
廃棄物処理施設整備等基金繰入金	0	0	0	0	200,000,000
合計	0	0	0	0	200,000,000

(参考) 年度末基金残高

442,331,134

444,072,976

645,073,886

846,401,939

647,862,177

(7) 諸収入

(単位：円)

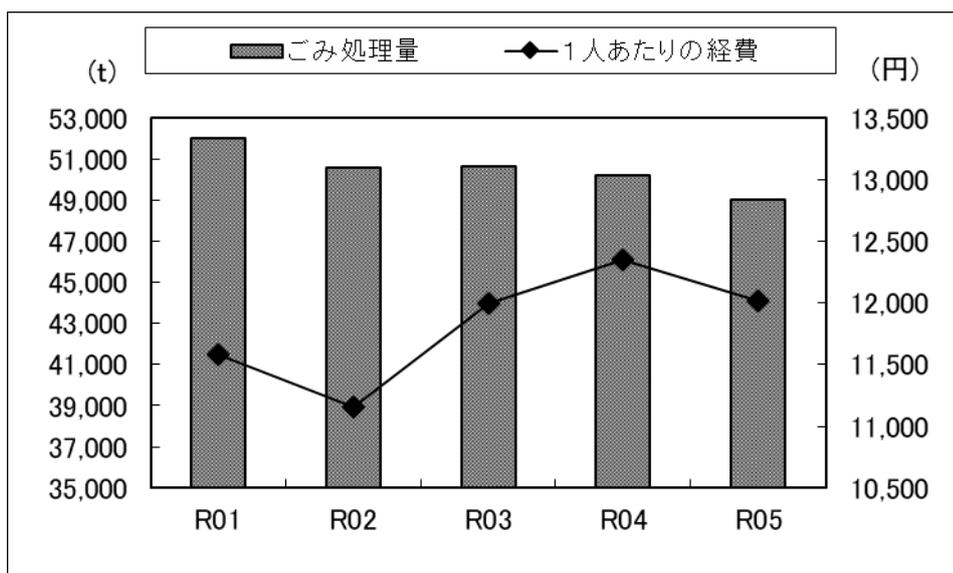
区分	R01	R02	R03	R04	R05
リサイクル館包括管理運営事業に係る収入	15,511,892	14,310,121	14,624,405	17,570,853	18,237,380
ごみ焼却施設売電収入	4,777,055	7,556,040	6,315,136	5,240,634	1,697,782
不燃有価物等売払収入	2,141,359	973,645	1,905,273	4,360,957	2,769,002
広告料	1,238,900	0	0	0	0
資源物処理分配金(容リ協)	0	139,719	0	0	0
再生自転車販売収入	763,500	791,000	806,500	721,000	869,500
再生家具販売収入	731,400	700,900	557,700	447,400	637,700
自動販売機電気料及び水道料	198,782	178,238	182,249	275,843	235,044
複写機使用料	160	30	50	110	470
公衆電話	770	0	0	0	390
その他(雑入)	8,820	19,306	連約金 45,645,600	17,853	補助金 連約金 ガス電気 778,420,541
合計	25,372,638	24,668,999	70,036,913	28,634,650	802,867,809

5 処理経費

(1) ごみ

区分	単位	R01	R02	R03	R04	R05
ごみ処理量	t	52,004	50,560	50,624	50,187	49,006
人口（年度末）	人	197,041	201,284	205,439	209,237	211,097
世帯（年度末）	世帯	86,275	88,758	88,758	93,035	94,341
処理費及び維持管理費	千円	2,282,516	2,244,475	2,463,960	2,583,963	2,536,080
人件費	千円	323,026	320,945	310,057	326,791	326,441
処理費	千円	500,479	474,325	577,973	472,193	436,492
委託費	千円	1,443,313	1,424,220	1,556,493	1,767,845	1,755,963
その他	千円	15,698	24,985	19,437	17,134	17,184
1トンあたり	円	43,891	44,392	48,672	51,487	51,750
1世帯あたり	円	26,456	25,288	27,760	27,774	26,882
1人あたり	円	11,584	11,151	11,994	12,349	12,014

処理費及び維持管理費は「一般廃棄物処理事業実態調査」より



ごみ処理量と1人あたりの経費

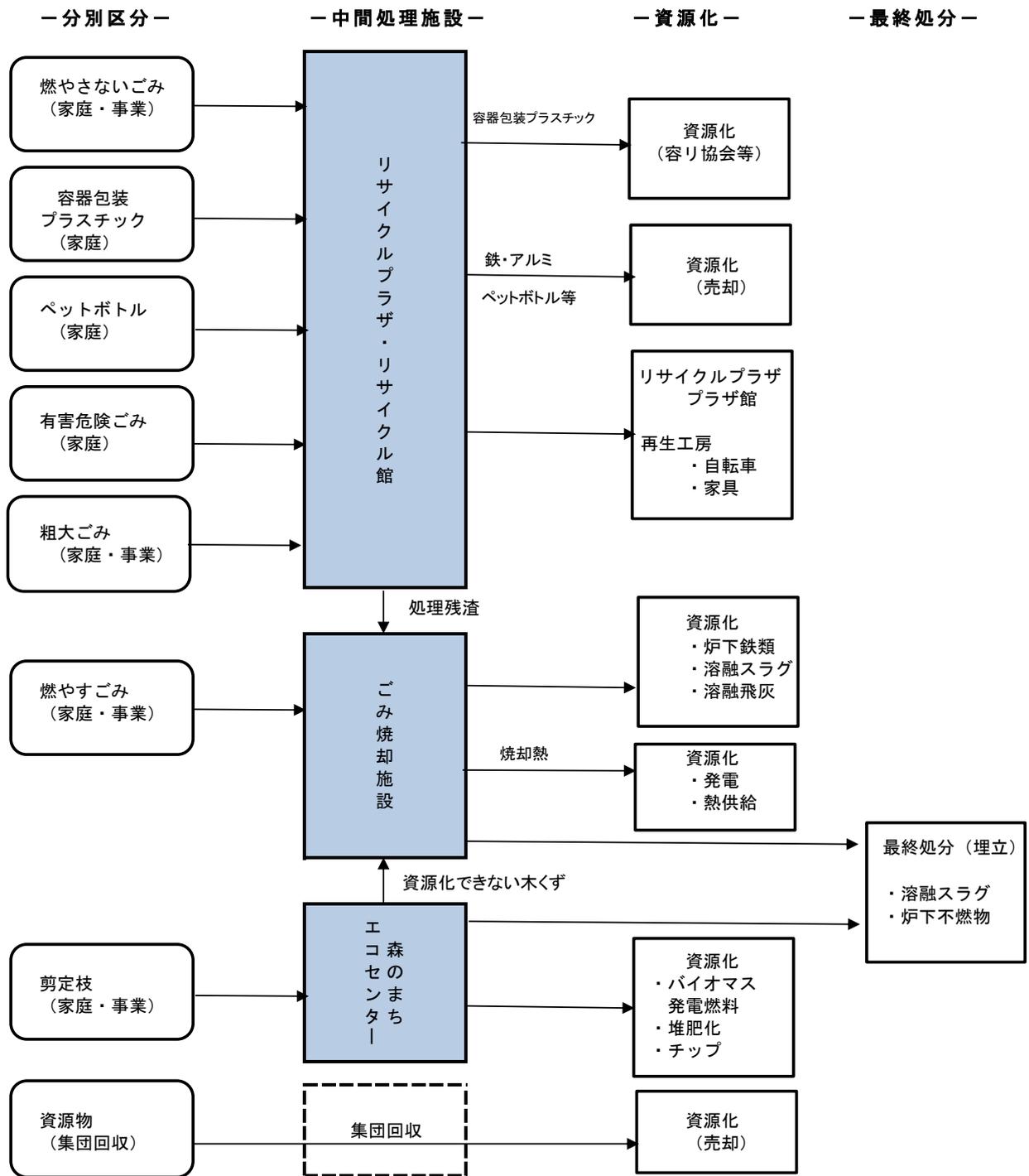
(2) し尿

区分	単位	R01	R02	R03	R04	R05
し尿処理量	k1	11,263	10,311	9,637	8,941	7,886
処理費及び維持管理費	千円	270,627	254,883	261,195	273,014	279,644
人件費	千円	60,027	43,850	42,984	45,041	43,520
処理費	千円	41,079	38,626	39,021	45,444	48,351
委託費	千円	168,081	170,905	177,386	180,736	185,936
その他	千円	1,440	1,502	1,804	1,793	1,837

処理費及び維持管理費は「一般廃棄物処理事業実態調査」より

第4章 ごみ処理

1 ごみ処理体系



集積所（行政回収）設置数（年度末現在）

（単位：箇所）

年度	R01	R02	R03	R04	R05
設置数	5,780	5,915	6,064	6,195	6,329

2 分別区分

(1) 家庭ごみ

6種分別収集（分別区分表）を行い、全て民間委託により収集し、流山市クリーンセンターへ搬入しています。

容器包装プラスチックは、流山市クリーンセンターのリサイクル館において選別し、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会ルートにより再商品化しています。また、ペットボトルについては、市独自処理（売却）をしています。家具等の粗大ごみについては、戸別収集（有料）を実施しています。

分別区分表

No.	分別区分	主な排出品目	収集頻度	収集方式	排出方法	収集方法	貯留場所
1	燃やすごみ	台所ごみ（生ごみなど） 木製品（木材など） 枝葉、草花	2回/週	ステーション方式	指定袋（燃やすごみ用）	パッカー車	焼却ヤード
2	燃やさないごみ	陶磁器製品 混成製品 革製品 小型家電（家電リサイクル法に該当しないもの）、アルミホイル プラマークが付いていないプラスチック製品 （ポリバケツ、プラスチック製ケース、ブレンダーなど）	2回/月		透明、又は半透明袋	パッカー車	不燃物ヤード
3	容器包装プラスチック類	プラマークが付いているプラスチック製品 （卵パック、菓子・冷凍食品の袋、シャンプー・洗剤の容器など）	1回/週		指定袋（容器包装プラスチック用）	パッカー車	プラスチックヤード
4	ペットボトル	飲料又は調味料等の容器で、主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製のもの	2回/月		透明、又は半透明袋	パッカー車	ペットボトルヤード
5	有害危険ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計 危険ごみ（使い切ったライター、刃物類等） 使い切ったスプレー缶 充電式の小型家電製品でリチウムイオン電池等が外せない製品	2回/月		透明、又は半透明袋	平ボディトラック	その他ヤード
6	粗大ごみ	可燃系粗大 （布団類、木製家具類、敷物類等）	随時（予約制）	戸別収集	粗大ごみ処理券を予め購入し、指定された場所へ出す	箱平ボディトラック	可燃粗大ヤード
		不燃系粗大 （マッサージ椅子、スプリングマットレス等）					不燃粗大ヤード

紙おむつ使用世帯支援事業（指定ごみ袋支給）

紙おむつを使用する世帯（乳幼児、介護等対象者）を支援するため、流山市指定ごみ袋（燃やすごみ）を支給します。（参考 R4年4月から実施）

令和5年度実績（発送件数）

乳幼児 9,367件

介護等対象者 73件

高齢者等ごみ出し支援事業

高齢者世帯や障がい者世帯などの方で、集積所までごみを出すことができない事情を持つ方のごみ等を戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援している。

収集頻度：1回/週（参考 H24年4月から実施）

収集実績

年度	申請数 ①	①のうち非適用数 ②	年度内新規適用数 ①-②	年度末 利用者数
H25	54	13	41	117
H26	34	11	23	115
H27	40	9	31	119
H28	41	3	38	116
H29	51	7	44	126
H30	53	8	45	136
R01	85	9	76	174
R02	75	8	67	184
R03	79	10	69	202
R04	107	12	95	203
R05	113	12	101	231

(2) 事業系ごみ

流山市事業系廃棄物処理ガイドブック（流山市事業系廃棄物受入基準）による

(3) 公共施設ごみ（指定管理者施設は事業系ごみ）

流山市事業系廃棄物処理ガイドブック（流山市事業系廃棄物受入基準）による



事業系ごみは市では収集しないケロ。

流山市クリーンセンターへ自己搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するかになるケロ。

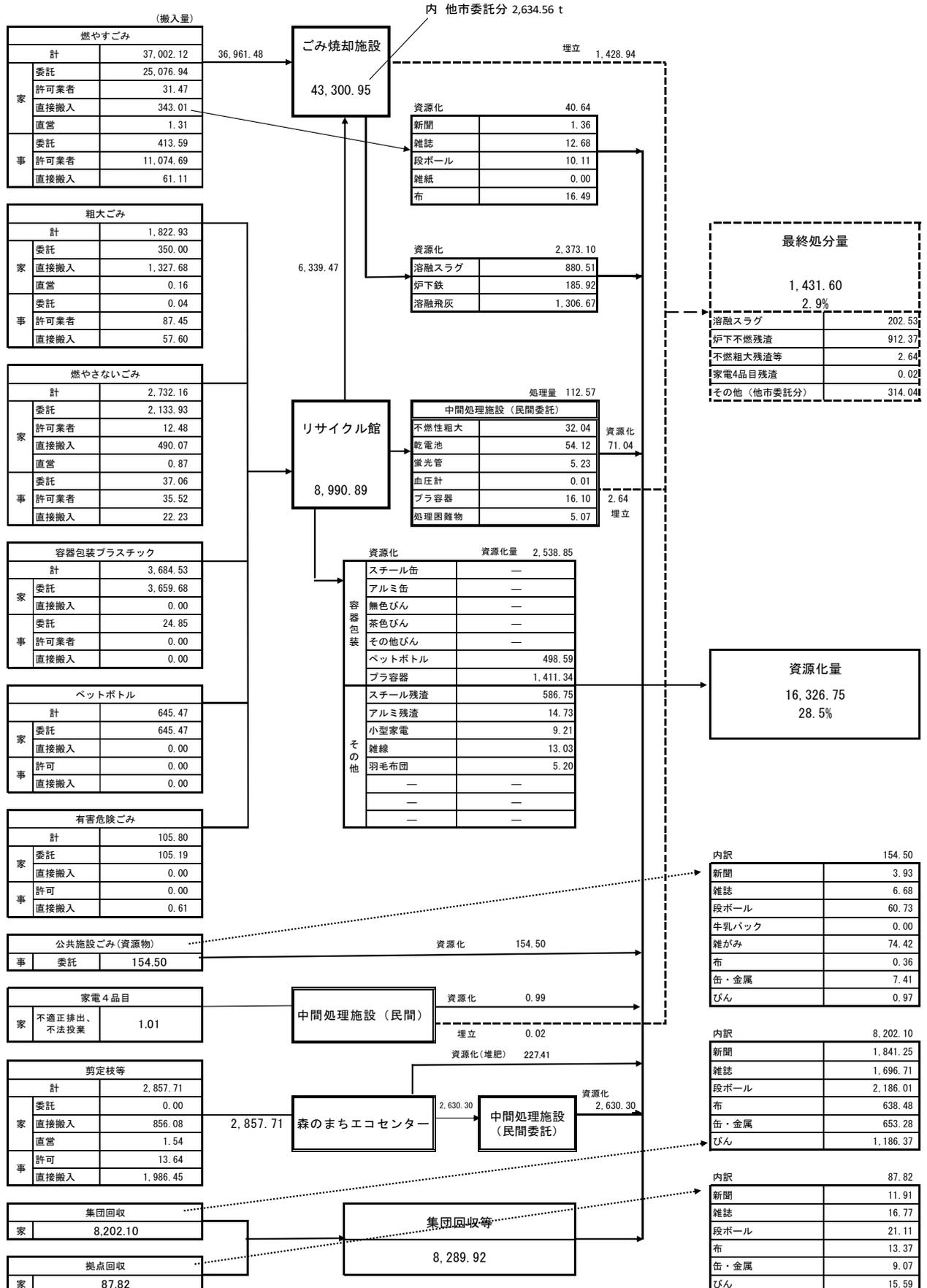
自己搬入処理手数料 300円/10kg

産業廃棄物は、事業者の責任で処理を！

3 令和5年度ごみ処理フロー

(単位：トン)

人口 211,097 人 令和6年3月31日現在 (住民基本台帳)
 ごみ発生量 57,296.15 t 同原単位 742 g (家庭系ごみ発生量原単位 397 g)
 ごみ処理量 49,006.23 t 同原単位 634 g



4 令和5年度ごみ処理年報

単位：kg

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期(4月~9月)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期(10月~3月)	計		
燃やすごみ	家庭	委託	2,074,360	2,335,230	2,173,640	2,072,230	2,146,130	2,066,180	12,867,770	2,145,530	2,078,310	2,170,150	2,095,560	1,798,810	1,920,810	12,209,170	25,076,940	
		許可業者	2,750	1,380	1,880	2,250	2,200	1,360	11,820	2,647	2,508	3,500	1,063	2,500	7,430	19,648	31,468	
		直接搬入	29,800	35,170	30,100	31,010	31,520	23,520	181,120	23,880	26,340	35,990	24,260	25,030	26,390	161,890	343,010	
		直営	150	160	20	40	240	280	890	90	30	60	190	50	0	420	1,310	
	計	2,107,060	2,371,940	2,205,640	2,105,530	2,180,090	2,091,340	13,061,600	2,172,147	2,107,188	2,209,700	2,121,073	1,826,390	1,954,630	12,391,128	25,452,728		
	事業	委託	33,050	43,400	45,010	31,340	8,580	37,680	199,060	40,660	40,390	32,860	31,890	36,890	31,840	214,530	413,590	
		許可業者	892,120	976,460	945,240	969,810	975,290	936,220	5,695,140	933,923	902,452	937,070	912,347	821,280	872,480	5,379,552	11,074,692	
		直接搬入	7,470	4,850	4,460	5,380	4,010	3,880	30,050	4,570	4,760	8,540	4,140	3,330	5,720	31,060	61,110	
		計	932,640	1,024,710	994,710	1,006,530	987,880	977,780	5,924,250	979,153	947,602	978,470	948,377	861,500	910,040	5,625,142	11,549,392	
	計	3,039,700	3,396,650	3,200,350	3,112,060	3,167,970	3,069,120	18,985,850	3,151,300	3,054,790	3,188,170	3,069,450	2,687,890	2,864,670	18,016,270	37,002,120		
	粗大ごみ	家庭	委託	31,320	33,390	27,010	32,170	28,610	25,920	178,420	33,420	27,650	32,090	27,680	19,730	31,010	171,580	350,000
			許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入			117,660	128,420	108,030	111,270	110,530	93,850	669,760	106,180	115,040	135,690	90,720	91,650	118,640	657,920	1,327,680	
直営			0	0	0	0	120	0	120	40	0	0	0	0	0	40	160	
計		148,980	161,810	135,040	143,440	139,260	119,770	848,300	139,640	142,690	167,780	118,400	111,380	149,650	829,540	1,677,840		
事業		委託	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	40	40	
		許可業者	5,720	8,210	8,800	8,230	8,580	5,210	44,750	8,130	8,750	5,560	5,360	6,210	8,690	42,700	87,450	
		直接搬入	4,360	2,910	4,440	8,280	3,830	5,240	29,060	5,010	5,170	5,820	2,920	1,590	8,030	28,540	57,600	
		計	10,080	11,120	13,240	16,510	12,410	10,450	73,810	13,180	13,920	11,380	8,280	7,800	16,720	71,280	145,090	
計		159,060	172,930	148,280	159,950	151,670	130,220	922,110	152,820	156,610	179,160	126,680	119,180	166,370	900,820	1,822,930		
燃やさないごみ		家庭	委託	199,930	187,300	179,190	165,810	156,650	167,750	1,056,630	177,900	180,930	210,370	167,500	168,000	172,600	1,077,300	2,133,930
			許可業者	740	570	580	910	1,280	710	4,790	710	1,060	1,620	1,253	1,680	1,370	7,693	12,483
	直接搬入		38,800	50,170	35,580	37,350	34,230	29,270	225,400	40,200	40,760	54,780	49,340	31,970	47,620	264,670	490,070	
	直営		60	80	0	70	60	240	510	40	40	50	40	190	0	360	870	
	計	239,530	238,120	215,350	204,140	192,220	197,970	1,287,330	218,850	222,790	266,820	218,133	201,840	221,590	1,350,023	2,637,353		
	事業	委託	5,920	2,700	3,700	2,640	2,940	2,450	20,350	3,320	2,040	2,460	2,520	3,610	2,760	16,710	37,060	
		許可業者	1,350	1,630	2,500	2,830	2,790	3,460	14,560	2,980	3,530	4,080	3,447	3,350	3,570	20,957	35,517	
		直接搬入	2,830	1,690	1,360	1,760	870	1,320	9,830	2,260	1,470	2,460	1,010	1,200	4,000	12,400	22,230	
		計	10,100	6,020	7,560	7,230	6,600	7,230	44,740	8,560	7,040	9,000	6,977	8,160	10,330	50,067	94,807	
	計	249,630	244,140	222,910	211,370	198,820	205,200	1,332,070	227,410	229,830	275,820	225,110	210,000	231,920	1,400,090	2,732,160		
	容器包装プラスチック	家庭	委託	285,590	328,620	309,580	291,610	329,940	291,350	1,836,690	303,700	306,840	301,010	328,230	293,100	290,110	1,822,990	3,659,680
			許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
直営			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		285,590	328,620	309,580	291,610	329,940	291,350	1,836,690	303,700	306,840	301,010	328,230	293,100	290,110	1,822,990	3,659,680		
事業		委託	2,570	2,100	2,160	2,590	840	2,290	12,550	2,070	1,830	2,230	1,700	1,970	2,500	12,300	24,850	
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		直接搬入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	2,570	2,100	2,160	2,590	840	2,290	12,550	2,070	1,830	2,230	1,700	1,970	2,500	12,300	24,850	
計		288,160	330,720	311,740	294,200	330,780	293,640	1,849,240	305,770	308,670	303,240	329,930	295,070	292,610	1,835,290	3,684,530		
ペットボトル		家庭	委託	51,640	48,880	57,570	62,020	64,230	68,040	352,380	54,020	47,980	50,010	45,280	47,830	47,970	293,090	645,470
			許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	直営		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	51,640	48,880	57,570	62,020	64,230	68,040	352,380	54,020	47,980	50,010	45,280	47,830	47,970	293,090	645,470		
	事業	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		直接搬入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	51,640	48,880	57,570	62,020	64,230	68,040	352,380	54,020	47,980	50,010	45,280	47,830	47,970	293,090	645,470		

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期(4月~9月)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期(10月~3月)	計	
有害・危険ごみ	家庭	委託	8,320	8,080	7,810	8,070	8,290	8,850	49,420	9,760	8,500	12,390	9,560	8,000	7,560	55,770	105,190
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		直接搬入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		直営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8,320	8,080	7,810	8,070	8,290	8,850	49,420	9,760	8,500	12,390	9,560	8,000	7,560	55,770	105,190	
	事業	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		直接搬入	100	70	50	30	60	50	360	30	70	20	40	20	70	250	610
		計	100	70	50	30	60	50	360	30	70	20	40	20	70	250	610
	計	8,420	8,150	7,860	8,100	8,350	8,900	49,780	9,790	8,570	12,410	9,600	8,020	7,630	56,020	105,800	
公共施設(資源)	事業(収集委託)	新聞	340	260	320	130	240	230	1,520	510	260	390	250	330	670	2,410	3,930
		雑誌	0	770	0	0	1,350	0	2,120	1,300	160	1,570	810	720	0	4,560	6,680
		段ボール	7,280	5,560	5,330	6,030	10,050	5,780	31,030	4,690	4,430	5,020	4,200	4,680	6,680	29,700	60,730
		牛乳パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		雑がみ	16,290	3,520	4,240	6,940	1,520	3,010	35,520	3,900	3,770	5,420	4,490	5,810	15,510	38,900	74,420
		布類	10	0	0	20	20	20	70	50	60	10	50	40	80	290	360
		缶・金属類	330	800	1,000	890	0	0	3,020	1,110	720	800	270	660	830	4,390	7,410
		ビン類	0	0	250	0	0	0	250	390	0	200	0	0	130	720	970
		計	24,250	10,910	11,140	14,010	4,180	9,040	73,530	11,950	9,400	13,410	10,070	12,240	23,900	80,970	154,500
		家電4品目(不法投棄)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,010	1,010
剪定枝等(森工)	家庭	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		直接搬入	67,960	69,320	78,140	57,450	47,120	69,280	389,270	117,520	95,370	96,640	44,780	45,320	67,180	466,810	856,080
		直営	140	120	110	130	50	0	550	110	210	0	240	0	430	990	1,540
	計	68,100	69,440	78,250	57,580	47,170	69,280	389,820	117,630	95,580	96,640	45,020	45,320	67,610	467,800	857,620	
	事業	委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		許可業者	480	640	2,240	600	610	1,420	5,990	370	3,200	2,460	280	1,210	130	7,650	13,640
		直接搬入	136,950	200,460	215,310	149,250	158,300	211,710	1,071,980	225,520	195,590	199,280	104,220	102,220	87,640	914,470	1,986,450
		計	137,430	201,100	217,550	149,850	158,910	213,130	1,077,970	225,890	198,790	201,740	104,500	103,430	87,770	922,120	2,000,090
	計	205,530	270,540	295,800	207,430	206,080	282,410	1,467,790	343,520	294,370	298,380	149,520	148,750	155,380	1,389,920	2,857,710	
計(ごみ処理量)	4,026,390	4,482,920	4,255,650	4,069,140	4,132,080	4,066,570	25,032,750	4,256,580	4,110,220	4,320,600	3,965,640	3,528,980	3,791,460	23,973,480	49,006,230		
集団回収	家庭	新聞	172,830	143,830	151,850	146,920	138,360	154,310	908,100	153,500	151,840	183,240	148,970	143,320	152,280	933,150	1,841,250
		雑誌	192,060	147,940	131,610	127,240	122,010	119,310	840,170	127,300	128,120	158,940	139,030	131,660	171,490	856,540	1,696,710
		段ボール	185,830	177,160	184,850	184,540	182,060	187,850	1,102,290	181,660	168,940	217,520	182,030	163,220	170,350	1,083,720	2,186,010
		布類	71,550	72,980	54,760	48,310	36,000	32,480	316,080	70,370	62,900	62,810	50,310	36,400	39,610	322,400	638,480
		缶金属類	58,400	55,090	56,890	52,940	54,280	55,250	332,850	54,050	49,790	57,070	53,820	51,930	53,770	320,430	653,280
		ビン類	103,460	100,280	100,110	93,530	97,480	97,980	592,840	97,080	91,810	104,430	111,200	95,440	93,570	593,530	1,186,370
計	784,130	697,280	680,070	653,480	630,190	647,180	4,092,330	683,960	653,400	784,010	685,360	621,970	681,070	4,109,770	8,202,100		
拠点回収(資源)	家庭	新聞	1,070	869	1,021	1,014	746	850	5,570	870	985	1,458	915	910	1,200	6,338	11,908
		雑誌	1,572	1,346	1,070	1,183	1,057	1,060	7,288	1,260	1,181	1,686	1,295	1,425	2,635	9,482	16,770
		段ボール	1,745	1,661	1,595	1,740	1,528	1,550	9,819	1,670	1,765	2,205	1,810	1,745	2,095	11,290	21,109
		布類	1,580	1,181	867	861	763	775	6,027	1,291	1,155	1,375	1,080	1,015	1,428	7,344	13,371
		缶金属類	761	749	761	765	691	745	4,472	729	691	887	830	736	723	4,596	9,068
		ビン類	1,163	1,245	1,149	1,145	1,068	1,191	6,961	1,135	1,345	1,675	1,455	1,458	1,563	8,631	15,592
計	7,891	7,051	6,463	6,708	5,853	6,171	40,137	6,955	7,122	9,286	7,385	7,289	9,644	47,681	87,818		
計(ごみ発生量)	4,818,411	5,187,251	4,942,183	4,729,328	4,768,123	4,719,921	29,165,217	4,947,495	4,770,742	5,113,896	4,658,385	4,158,239	4,482,174	28,130,931	57,296,148		

6 動物死体処理量

(単位：体)

区 分	R01	R02	R03	R04	R05
持 込	320	230	224	194	182
収 集	54	47	47	38	49
回 収	629	607	608	519	565
合 計	1,003	884	879	751	796

※回収：公道等で死亡していた犬猫等

7 剪定枝等処理量

(単位：t)

月	剪定枝等受入量	堆肥配布量	チップ配布量
R05.4月	205.53	22.00	0.0
5月	270.54	11.00	0.0
6月	295.80	22.29	0.0
7月	207.43	10.16	0.0
8月	206.08	8.56	0.0
9月	282.41	17.96	0.0
10月	343.52	26.82	0.0
11月	294.37	23.64	0.0
12月	298.38	20.06	0.0
R06.1月	149.52	18.03	0.0
2月	148.75	28.11	0.0
3月	155.38	18.78	0.0
計	2,857.71	227.41	0.0

※剪定枝等は竹・草などを含む

8 各種測定資料

(1) 可燃ごみ分析

項目		採取日	R05.4.11	R05.5.2	R05.6.6	R05.7.10	R05.8.7	R05.9.13	R05.10.11	R05.11.7	R05.12.5	R06.1.5	R06.2.5	R06.3.11	平均値	最小値	最大値		
天候		—	晴	晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	曇	晴	—	—	—		
気温		℃	22.0	18.0	23.5	32.5	32.5	29.5	21.0	24.0	7.5	6.1	10.0	9.0	—	—	—		
ごみの性状	見掛け比重	kg/L	0.151	0.182	0.175	0.163	0.199	0.136	0.196	0.275	0.172	0.170	0.185	0.170	0.181	0.136	0.275		
	単位容積重量	kg/m ³	151	182	175	163	199	136	196	275	172	170	185	170	181	136	275		
	容積当重量	kg/40L	6.052	7.287	6.983	6.521	7.953	5.444	7.835	10.990	6.864	6.815	7.408	6.813	7.247	5.444	10.990		
	三成分分析	全水分	%	46.3	45.6	44.2	43.4	47.4	38.4	43.6	49.7	40.9	40.0	36.7	39.6	43.0	36.7	49.7	
		全灰分	%	7.2	7.5	8.9	7.1	5.3	9.0	7.4	7.8	10.9	8.6	10.1	10.5	8.4	5.3	10.9	
全可燃分		%	46.5	46.9	46.9	49.5	47.3	52.6	49.0	42.5	48.2	51.4	53.2	49.9	48.7	42.5	53.2		
種類組成分析	乾ベース	紙類	%	36.5	37.5	38.3	42.3	50.8	38.3	47.5	45.8	33.1	39.7	30.1	42.6	40.2	30.1	50.8	
		厨芥類	%	6.4	3.2	5.7	2.6	5.6	2.9	3.3	10.2	6.6	11.7	2.6	5.2	5.5	2.6	11.7	
		布類	%	7.9	16.1	7.3	7.7	8.0	6.0	3.8	3.5	4.9	11.5	16.9	5.9	8.3	3.5	16.9	
		草木類	%	8.1	4.4	8.7	11.0	5.1	6.5	7.6	8.6	10.1	7.6	6.1	5.4	7.4	4.4	11.0	
		プラスチック類	%	34.1	28.8	28.0	26.9	24.7	36.4	29.9	23.7	28.2	19.6	31.3	33.8	28.8	19.6	36.4	
		ゴム・皮革類	%	1.1	1.3	1.1	0.9	1.0	0.7	0.9	0.2	1.7	1.5	3.0	1.2	1.2	0.2	3.0	
		その他類	%	3.4	6.6	4.2	5.7	4.2	7.0	5.5	6.5	8.9	3.9	4.9	4.8	5.5	3.4	8.9	
	湿ベース	金属類	%	1.8	1.4	1.6	1.3	0.3	1.8	1.0	0.5	2.5	3.5	2.9	0.6	1.6	0.3	3.5	
		ガラス類	%	0.1	0.0	1.6	0.6	0.1	0.1	0.1	0.5	1.1	0.3	0.0	0.2	0.4	0.0	1.6	
		セトモノ・石・砂類	%	0.6	0.7	3.5	1.0	0.2	0.3	0.4	0.5	2.9	0.7	2.2	0.3	1.1	0.2	3.5	
		紙類	%	41.9	45.8	44.6	49.9	57.0	42.8	51.2	49.8	37.1	37.8	37.9	47.5	45.3	37.1	57.0	
		厨芥類	%	11.7	6.0	9.5	4.4	9.1	7.3	6.6	11.5	13.2	24.8	3.6	8.0	9.6	3.6	24.8	
		布類	%	7.9	14.7	6.6	7.0	7.3	5.3	4.5	3.5	4.6	9.0	15.7	5.3	7.6	3.5	15.7	
		草木類	%	8.4	4.2	9.8	11.6	4.9	8.1	8.0	9.6	10.0	6.1	7.0	5.2	7.7	4.2	11.6	
元素分析	測定値	プラスチック類	%	24.1	19.9	19.9	18.7	16.4	26.5	22.7	17.6	19.6	13.8	24.8	27.3	20.9	13.8	27.3	
		ゴム・皮革類	%	0.7	0.9	0.8	0.6	0.7	0.5	0.6	0.1	1.2	1.0	2.2	0.8	0.8	0.1	2.2	
		その他類	%	3.9	7.3	4.6	6.0	4.2	8.1	5.4	7.0	9.6	4.7	5.2	5.4	6.0	3.9	9.6	
		金属類	%	1.1	0.8	0.9	0.8	0.2	1.1	0.7	0.3	1.6	2.2	1.9	0.4	1.0	0.2	2.2	
		ガラス類	%	0.0	0.0	1.0	0.4	0.1	0.1	0.1	0.3	0.7	0.2	0.0	0.1	0.3	0.0	1.0	
	生ごみ換算値	セトモノ・石・砂類	%	0.3	0.4	2.3	0.6	0.1	0.2	0.2	0.3	2.4	0.4	1.7	0.2	0.8	0.1	2.4	
		炭素	%	46.76	47.52	45.93	49.58	45.21	49.70	47.49	45.91	49.37	46.74	56.20	45.44	47.99	45.21	56.20	
		水素	%	6.67	6.75	6.74	7.27	7.22	7.66	7.05	6.72	7.31	6.98	8.03	6.56	7.08	6.56	8.03	
		窒素	%	1.10	0.92	1.03	0.79	1.18	1.17	0.89	1.14	0.94	0.82	1.02	0.99	1.00	0.79	1.18	
		硫黄	%	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.02	0.01	0.01	< 0.01	0.02	
灰分の性状	合計	炭素	%	33.84	32.65	36.14	31.68	36.52	28.44	32.37	31.91	29.46	34.93	22.84	30.15	31.74	22.84	36.52	
		水素	%	24.48	25.31	23.94	27.25	23.64	29.97	26.41	22.75	27.25	26.78	33.76	27.15	26.56	22.75	33.76	
		窒素	%	3.49	3.59	3.51	3.99	3.77	4.62	3.92	3.33	4.03	4.00	4.82	3.92	3.92	3.33	4.82	
		窒素	%	0.58	0.49	0.54	0.44	0.62	0.70	0.50	0.56	0.52	0.47	0.61	0.59	0.55	0.44	0.70	
		硫黄	%	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	< 0.01	0.01	
発熱量	低位発熱量	実測値	kJ/kg	8.880	9.000	8.640	10.670	8.650	11.750	9.730	8.030	10.100	9.380	13.300	10.290	9.868	8.030	13.300	
		計算値	kJ/kg	7.580	7.700	7.740	8.250	7.700	8.960	8.120	6.740	8.040	8.670	9.080	8.410	8.083	6.740	9.080	
	高位発熱量	kJ/kg	10.830	10.960	10.540	12.660	10.690	13.760	11.710	10.030	12.040	11.290	15.310	12.170	11.833	10.030	15.310		
	総発熱量	kJ/kg	20.680	20.580	20.220	23.030	20.440	22.810	21.060	20.240	21.810	19.710	25.490	20.380	21.371	19.710	25.490		
	灰分の性状	合計	高分子	%	2.5	2.5	2.5	1.7	1.5	2.3	2.1	1.3	2.4	1.2	2.9	2.1	2.1	1.2	2.9
可燃物			%	3.4	3.8	2.7	3.8	3.5	5.4	4.5	5.7	4.6	4.7	4.0	7.7	4.5	2.7	7.7	
不燃物			%	1.3	1.2	3.7	1.6	0.3	1.3	1.3	0.8	0.8	3.9	2.7	3.2	0.7	1.8	0.3	3.9
炭素			%	7.2	7.5	8.9	7.1	5.3	9.0	7.4	7.8	10.9	8.6	10.1	10.5	8.4	5.3	10.9	
窒素			%	0.19	0.19	0.12	0.38	0.15	0.14	0.16	0.14	0.17	0.14	0.30	0.17	0.19	0.12	0.38	

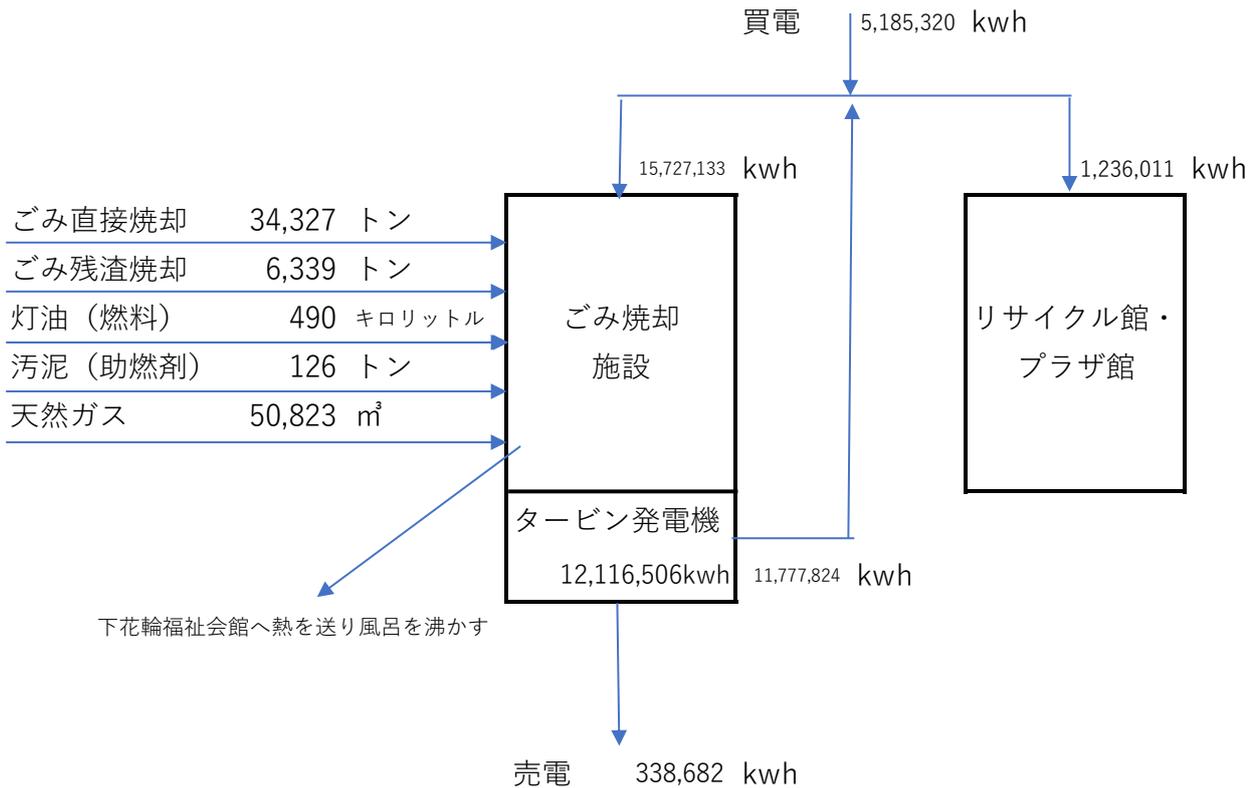
(2) 不燃ごみ

調査年月日			単位	R05. 6. 16	R05. 10. 17	R06. 2. 16	平均値	最小値	最大値
天候			—	晴	晴	晴	—	—	—
気温			℃	29.5	22.8	6.3	—	—	—
試料採取量			kg	1,598.34	1,458.24	1,450.74	1,502.44	1,450.74	1,598.34
単位容積重量 (見掛比重)			kg/L	0.293	0.292	0.268	0.284	0.268	0.293
水分			wt%	2.9	2.9	1.8	2.5	1.8	2.9
種類組成	可燃ごみ (湿ベース)	紙類	wt%	1.85	1.50	1.71	1.69	1.50	1.85
		布類	wt%	2.77	2.54	2.11	2.47	2.11	2.77
		木・竹・ワラ類	wt%	2.17	1.79	2.60	2.19	1.79	2.60
		厨芥類	wt%	0.00	0.19	0.00	0.06	0.00	0.19
	焼却不適ごみ (湿ベース)	ビニール合成樹脂類	wt%	51.67	53.30	50.07	51.68	50.07	53.30
		容器包装プラスチック	wt%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		ゴム類	wt%	0.00	0.07	0.00	0.02	0.00	0.07
		皮革類	wt%	4.35	1.75	2.32	2.81	1.75	4.35
		ガレキ類	wt%	3.12	4.42	4.01	3.85	3.12	4.42
	不燃ごみ (湿ベース)	ガラス類	wt%	3.54	2.23	1.50	2.42	1.50	3.54
		鉄類	wt%	29.65	30.46	34.77	31.63	29.65	34.77
		非鉄金属類	wt%	0.83	1.64	0.89	1.12	0.83	1.64
		有害類	wt%	0.05	0.10	0.02	0.06	0.02	0.10
その他			wt%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計			wt%	100	100	100	—	—	—
乾電池の個数	アルカリ電池	単1	本	2	0	0	—	—	—
		単2	本	0	2	0			
		単3	本	12	32	0			
		単4	本	16	11	0			
	マンガン電池	単1	本	0	0	0			
		単2	本	0	0	0			
		単3	本	0	0	0			
		単4	本	0	0	0			

(3) 容器包装プラスチック

調査年月日			単位	R05. 6. 9	R05. 9. 12	R06. 2. 9	平均値	最小値	最大値
天候			—	晴	晴	晴	—	—	—
気温			℃	26.3	28.5	5.7	—	—	—
試料採取量			kg	297.80	369.15	380.76	349.24	297.80	380.76
単位容積重量 (見掛比重)			kg/L	0.133	0.121	0.147	0.134	0.121	0.147
水分			wt%	5.2	6.1	4.7	5.3	4.7	6.1
種類組成	可燃ごみ (湿ベース)	紙類	wt%	0.59	0.51	0.66	0.59	0.51	0.66
		布類	wt%	0.35	0.00	0.00	0.12	0.00	0.35
		木・竹・ワラ類	wt%	0.27	0.05	0.00	0.11	0.00	0.27
		厨芥類	wt%	0.51	0.29	0.30	0.37	0.29	0.51
	焼却不適ごみ (湿ベース)	ビニール合成樹脂類	wt%	62.41	51.06	50.17	54.55	50.17	62.41
		容器包装プラスチック	wt%	35.57	47.80	48.48	43.95	35.57	48.48
		ゴム類	wt%	0.21	0.00	0.32	0.18	0.00	0.32
		皮革類	wt%	0.00	0.05	0.00	0.02	0.00	0.05
		ガレキ類	wt%	0.00	0.09	0.00	0.03	0.00	0.09
	不燃ごみ (湿ベース)	ガラス類	wt%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		鉄類	wt%	0.00	0.10	0.00	0.03	0.00	0.10
		非鉄金属類	wt%	0.09	0.06	0.07	0.07	0.06	0.09
		有害類	wt%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他			wt%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計			wt%	100	100	100	—	—	—
乾電池の個数	アルカリ電池	単1	本	0	0	0	—	—	—
		単2	本	0	0	0			
		単3	本	0	0	0			
		単4	本	0	0	0			
	マンガン電池	単1	本	0	0	0			
		単2	本	0	0	0			
		単3	本	0	0	0			
		単4	本	0	0	0			

(4) 焼却量と発電量等（令和5年度）



(5) 大気質測定結果

項目	単位	R05. 4月	5月	6月	7月	8月	9月
硫黄酸化物 (排出基準値)	ppm	1未満 (10500)	1未満 (10500)	1未満 (10500)	1未満 (10700)	1未満 (10900)	1未満 (10800)
窒素酸化物	ppm	10	11	10	13	10	11
塩化水素	ppm	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
ばいじん	mg/m ³ N	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
水銀	mg/m ³ N	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0	0	0.00000027	0.00000018	0	0
項目	単位	10月	11月	12月	R06. 1月	2月	3月
硫黄酸化物 (排出基準値)	ppm	1未満 (10500)	1未満 (10200)	1未満 (10200)	1未満 (10600)	1未満 (10300)	1未満 (10500)
窒素酸化物	ppm	10	10	10	10	10	11
塩化水素	ppm	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
ばいじん	mg/m ³ N	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
水銀	mg/m ³ N	0.007	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0	0	0.00000010	0	0	0

規制値

項目	単位	法規制	保証値
硫黄酸化物	ppm	計算により算出（注1）	10 以下
窒素酸化物	ppm	250 以下	30 以下
塩化水素	ppm	430 以下	10 以下
ばいじん	mg/m ³ N	80 以下	5 以下
水銀	mg/m ³ N	0.05 以下(注2)	0.03 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1 以下	0.01 以下

注1 硫黄酸化物の排出基準は大気汚染防止法施行規則第3条により算出

注2 水銀の排出基準はH30年4月から施行



トップレベルの保証値

流山市クリーンセンターは市民の快適な生活環境を維持するためにごみ焼却施設の大気環境測定を行っているケロ。この測定では、法・条例による規制値より厳しい保証数値を定め、適正な維持管理を行い、環境保全に万全を期しているケロ。

また、計測データはクリーンセンター正門に設置した環境監視盤で市民の皆様にご公開しているケロ。



環境監視盤

第5章 し尿及び浄化槽汚泥処理

1 し尿及び浄化槽汚泥処理人口

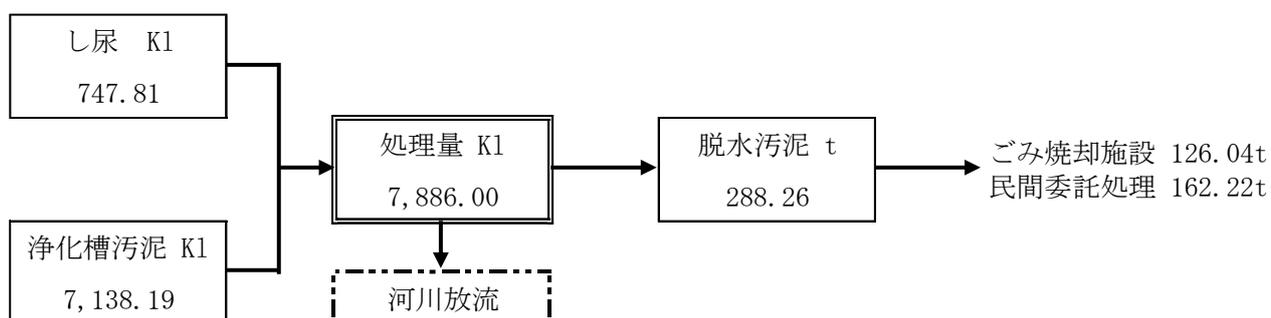
(単位：人)

区分	R01	R02	R03	R04	R05
住基台帳人口	194,364	199,151	203,029	207,110	210,462
公共下水道人口	162,450	169,682	174,806	180,667	184,793
浄化槽人口	30,341	28,023	26,913	25,279	24,647
汲み取り人口	1,573	1,446	1,310	1,164	1,022

※人口は各年10月1日現在のもの

「一般廃棄物処理事業実態調査」より

2 令和5年度し尿及び浄化槽汚泥処理フロー



3 し尿及び浄化槽汚泥処理量年報

月	し尿	浄化槽汚泥	脱水汚泥	月	し尿	浄化槽汚泥	脱水汚泥
単位	K1	K1	t	単位	K1	K1	t
R05.4月	70.06	698.90	22.90	10月	66.43	657.10	21.37
5月	67.15	657.15	28.61	11月	61.22	588.59	24.08
6月	75.75	689.42	29.98	12月	59.87	506.57	25.28
7月	53.87	622.82	24.73	R06.1月	69.28	458.65	19.03
8月	51.35	554.97	19.82	2月	61.05	600.33	33.85
9月	50.46	466.64	12.26	3月	61.32	637.05	26.35
小計	368.64	3,689.90	138.30	小計	379.17	3,448.29	149.96
				合計	747.81	7,138.19	288.26

4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

区分	単位	R01	R02	R03	R04	R05
処理量（搬入）	K1	11,262.64	10,310.47	9,636.65	8,940.79	7,886.00
し尿	K1	1,140.68	1,171.09	1,120.25	909.29	747.81
浄化槽汚泥	K1	10,121.96	9,139.38	8,516.40	8,031.50	7,138.19
脱水汚泥（搬出）	t	417.16	390.29	370.81	339.72	288.26

第6章 ごみ減量・資源化の啓発

1 数値目標

平成31年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画(令和元年度～令和10年度)では、次のような数値目標を定め、各種個別施策のもと、ごみ減量・資源化の推進に努めている。

項目	単位	現 状	中間目標	計画目標
		2017年度 (平成29年度)	2023年度 (令和5年度)	2028年度 (令和10年度)
1人1日当たりのごみ発生量	g/人・日	853	789以下	768以下
1人1日当たりの家庭系ごみ発生量	g/人・日	438	402以下	372以下
資源化率	%	22	22以上	22以上
最終処分量	t/年	8,275	4,061以下	3,974以下

一般廃棄物処理基本計画における基本方針

『資源化を有効に利用する循環型のまちを目指して』

1 大量廃棄からの脱却とさらなる資源化

循環型社会を構築するため、大量廃棄からの脱却とさらなる資源化を目指します。

3Rのうち①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)を優先して実施し、やむなくごみとして排出されるものについても、さらなる③資源化(リサイクル)を図り、ごみの総排出量削減に取り組みます。

3Rを行ってもなお残る一般廃棄物については、環境負荷の低減に配慮しつつ、適正に焼却処理し、余熱利用(熱回収)を行います。最後に発生する焼却残渣等は、最小化した上で適正に最終処分します。

2 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

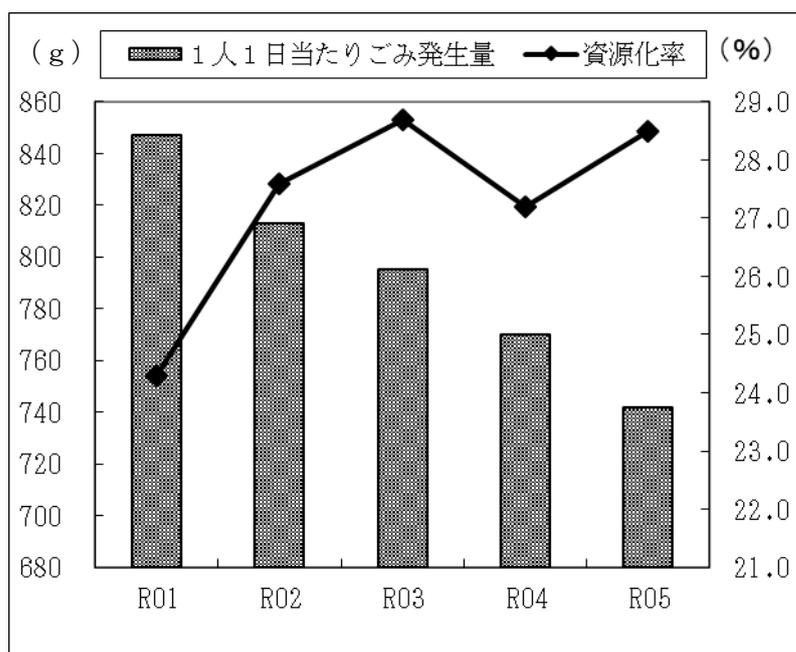
ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分という過程で、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収に努め、自然環境及び地球温暖化防止に配慮したごみ処理システムを構築します。

また、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理については、長寿命化等、実態に即した施設改修及び更新を行います。

各項目の推移

ごみ発生量と資源化率等

区分	単位	R01	R02	R03	R04	R05
1人1日当たりごみ発生量	g/人・日	847	813	795	770	742
1人1日当たりの家庭系ごみ発生量	g/人・日	440	445	428	409	397
資源化率	%	24.3	27.6	28.7	27.2	28.5
最終処分量	t/年	2,752	1,548	1,701	1,521	1,432



2 啓発事業の実施状況

リサイクルプラザをごみ減量・資源化啓発事業の中核施設と位置付け、年間を通して次のような事業を実施している。

また、これらの事業は広報ながれやまやホームページで紹介しており、広く市民へ周知を図っている。

(1) 講座・教室（令和5年度）

No	講座名	開催回数	参加者数	内容
1	【子供向け】うちわづくり	1	6	好きな絵を描いた紙を貼り直し、オリジナルのうちわを作ります。
2	【子供向け】ドライフラワーのボタニカルキャンドルづくり	1	5	花びらが欠けている等の理由で、市場に出すことができない花をドライフラワーにして、ボタニカルキャンドルを作ります。
3	【子供向け】トイレットペーパーの芯で作るペン立て	1	2	不用になったトイレットペーパーの芯を使って、ペン立てを作ります。
4	【子供向け】縫わない巾着づくり	1	2	不用になった布を使い、縫わないで巾着を作ります。
5	【子供向け】ロスフラワーのフラワーアート	1	6	花びらが欠けている等の理由で市場に出すことができない花をドライフラワーにして、アートを作ります。
6	洗える健康布ぞうりづくり	3	19	不用になったバスタオル等を使って、洗濯機で洗える布製のぞうりを作ります。
7	包丁研ぎ・割り箸の作法教室	2	11	砥石を使って包丁を研ぎ、また、割り箸を使う際の作法を学びます。
8	ハンカチでブローチづくり	1	1	不用になった薄手のハンカチを使って、ブローチを作ります。
9	ドライフラワーのボタニカルキャンドルづくり	7	12	花びらが欠けている等の理由で、市場に出すことができない花をドライフラワーにして、ボタニカルキャンドルを作ります。
10	ガラス拭きエコモップづくり	1	4	不用になった毛糸を使って、ガラス拭き用のエコモップを作ります。
11	コットン糸で作るペットボトルカバー	1	2	不用になった毛糸（コットン糸）を使って、ペットボトルカバーを作ります。
12	毛糸で作るスリッパ代わりにくつ下カバーづくり	1	9	不用になった毛糸を使って、くつ下カバーを作ります。
13	ハンドウォーマーづくり	1	4	不用になった毛糸を使って、ハンドウォーマーを作ります。
14	押絵季節のつるし飾りづくり（夏）	1	1	不用布を使って、押絵つるし飾りを作ります。
15	指編み帽子&マフラーづくり	1	4	古い毛糸を使って、指編みで帽子とマフラーを作ります。
16	ふわふわマフラーづくり	1	3	古い毛糸を使って、マフラーを作ります。
17	ハロウィン魔女人形	1	3	毛糸や不用布等を使って、ハロウィンの時期に飾る魔女人形を作ります。
18	小物入れ（財布・カード兼用）づくり	1	5	不用布等を使って、小物入れ（財布・カード兼用）を作ります。
19	おもちゃ病院	23	357	壊れたおもちゃを修理します。子どもたちに、物の大切さを伝えます。
	合計	50	456	

(2) 再生品販売

月	再生自転車		再生家具	計	月	再生自転車		再生家具	計
	申込者数	販売数	販売数			申込者数	販売数	販売数	
R05.4月	0	25	37	62	10月	0	25	27	52
5月	201	0	49	250	11月	245	0	61	306
6月	0	25	24	49	12月	0	25	50	75
7月	237	0	44	281	R06.1月	244	0	58	302
8月	0	25	17	42	2月	0	25	29	54
9月	234	0	37	271	3月	252	0	50	302
小計	672	75	208	955	小計	741	75	275	1,091
					合計	1,413	150	483	2,046

(3) 施設見学

月	個人(人数)			団体		計 (人数)	月	個人(人数)			団体		計 (人数)
	大人	子供	計	件数	人数			大人	子供	計	件数	人数	
R05.4月	14	21	35	1	56	91	10月	24	7	31	4	408	439
5月	26	8	34	1	98	132	11月	30	21	51	1	50	101
6月	18	18	36	7	611	647	12月	0	0	0	34	48	48
7月	40	8	48	6	795	843	R06.1月	21	5	26	0	0	26
8月	101	71	172	1	54	226	2月	26	2	28	0	0	28
9月	80	10	90	3	332	422	3月	66	17	83	0	0	83
小計	279	136	415	19	1,946	2,361	小計	167	52	219	39	506	725
							合計	446	188	634	58	2,452	3,086

(4) 視察

月	件数	人数	月	件数	人数
R05.4月	0	0	10月	0	0
5月	0	0	11月	0	0
6月	0	0	12月	0	0
7月	0	0	R06.1月	0	0
8月	0	0	2月	0	0
9月	0	0	3月	0	0
小計	0	0	小計	0	0
				合計	0



小学4年生による見学会

(5) ごみ出前講座(ケロクルミーティング)

職員が地域へ出向き、ごみ問題や環境問題について意見交換する出前講座を実施している。

(参考 H17 から実施)

令和5年度実績 7回 参加者163名

(6) ガレージセール（市主催）

開催日時：令和5年12月17日（日）

午前9時30分から12時00分

開催場所：クリーンセンター リサイクルプラザ・プラザ館内

出店数：17店

出場者数：104人

(7) ごみ減量化促進ポスターコンクール

市内17校の小学校4年生を対象にポスターコンクールを実施した。

応募110点から学校推薦作品54点について審査会を行い、最優秀賞1点（長崎小学校 佐々木 明莉さん）、優秀賞2点（おたかの森小学校 鶴島 鈴奈さん・東深井小学校 菊池 夏緑さん）、佳作10点を選出し、最優秀賞者・優秀賞者について市長表彰を行った。

ごみ減量！あなたの知恵と行動で
ケロクルタウン（循環型社会）をめざして 流山市



展示（入賞作品13点）

- ・流山市役所第1庁舎1階ロビー（R5.10/23～10/27）
- ・おたかの森S. C（10/30～11/5）
- ・リサイクルプラザ・プラザ館（11/6～11/10）

最優秀賞に入賞した作品をポスターとして850枚印刷し、市内の各事業所及び公共施設に掲示した。

（参考 H4 から実施）

(8) ごみ減量・資源化啓発用のぼり旗・横断幕の掲示

市内11箇所の公共施設で掲示

標語「ごみ減量！あなたの知恵と行動で」

掲示期間 R5.10.1～10.31（環境省3R推進月間）

（参考 H4 から実施）

掲示場所

横断幕：クリーンセンター、江戸川台福祉会館

のぼり旗：流山市役所（環境政策課）、出張所（江戸川台、東部）、公民館（中央、北部、初石、東部、おたかの森センター、南流山センター）



のぼり旗



横断幕 縦0.9m×横7m

(9) 剪定枝の資源化による森のエコ堆肥作り

平成22年度に稼働した森のまちエコセンターで今までは燃やすごみとして焼却していた剪定枝を堆肥やチップに資源化し、緑を育てることなどに広く活用されるようにした。

令和5年度堆肥配布量 227.41 トン

3 廃棄物(ごみ)減量等推進員

183名(令和5年5月委嘱者数)

(1) 目的

市と連携し、自治会等の地域においてごみ減量・資源化の実務における中心的役割を果たすために委嘱しています。

(2) 構成

自治会の推薦を受けている各自治会1名程度

(3) 任期

1年間

(4) 役割

ア ごみ減量・資源化に関する市の施策への協力について、市民に依頼するとともに、市民の意見、実情を報告すること。

イ ごみの分け方・出し方について市民に対して指導すること。

ウ ごみ減量・資源化に関する施策や活動を円滑に推進するため、「地域における推進組織」を設置し、その実務の中心的役割を果たすこと。

(5) 減量等推進員会議

開催日 令和5年5月13日(土)(文化会館)

(6) 推進員だより(ケロクル通信)の発行

地域のごみ減量・資源化啓発のために「推進員だより(ケロクル通信)」(令和5年度前期版・後期版)を作成し、減量等推進員を対象に配付した。

4 リサイクルプラザ

クリーンセンター内にあるリサイクルプラザは、本市が目指す循環型社会(ケロクルタウン)の拠点となる施設で、粗大ごみから家具と自転車を再生する再生工房や、講座・教室を行う研修室と工芸室、書籍やビデオを備えた情報コーナーなど、市民がごみ減量・資源化について楽しみながら学べる施設である。

また、クリーンセンターにある清掃工場(ごみ焼却施設・分別施設)の見学も受け入れている。

開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	祝祭日及び年末年始

(1) 再生工房

粗大ごみとして出された家具と自転車を修理し、再生したものを安価で販売している。

品目	販売方法
家具	再生したものをから随時販売している。
自転車	奇数月の15日から29日までに申し込みを受け付け、抽選後、当選者に引き渡している。



(2) 研修室・工芸室

部屋	内容	定員	備考
工芸室1	石けん、紙すきなど	36名	
工芸室2	布のリサイクルなど	24名	
研修室1	視察・見学及び循環型社会の形成に向けた研修等	54名	間仕切り解放時、最大162名
研修室2		54名	
研修室3		54名	

(3) 情報コーナー

ごみ減量・リサイクルを中心に環境関連の書籍及びビデオを設置し、来館者が自由に閲覧及び視聴ができる。また、講座・教室の参加者の作品を展示している。

5 集団回収

自治会等の団体による集団回収を促進させるため、各団体には報償金、回収する再生資源物収集運搬業者には奨励金を交付し、リサイクル活動を支援している。

(1) 団体への支援

ア 報償金単価の推移

区分	S59.4～	S60.4～	S61.4～	H3.4～	H4.4～	H12.4～
紙類	1団体 1万円	1円/kg	3円/kg	5円/kg	9.5円/kg	8円/kg
布類					10円/kg	
ビン類						
金属類						

イ 団体数

区分	R01	R02	R03	R04	R05
自治会等	233	233	235	237	238
子供会	2	2	2	2	2
P T A	11	11	10	9	8
老人会	6	6	6	4	4
その他	2	3	3	2	2
合計	254	255	256	254	254

ウ 回収量と報償金（リサイクル団体関係）

区分		R01	R02	R03	R04	R05
回収量 (kg)	紙類	6,398,700	6,237,150	6,141,620	5,919,920	5,723,970
	新聞	2,728,740	2,256,130	2,198,050	1,995,610	1,841,250
	雑誌	1,786,680	1,900,840	1,754,510	1,719,210	1,696,710
	段ボール	1,883,280	2,080,180	2,189,060	2,205,100	2,186,010
	布類	616,340	748,610	722,720	676,100	638,480
	金属類	745,190	779,450	759,250	694,590	653,280
	ビン類	1,247,310	1,332,605	1,266,780	1,249,520	1,186,370
	合計	9,007,540	9,097,815	8,890,370	8,540,130	8,202,100
報償金(円)		72,060,320	72,782,520	71,122,960	68,321,040	65,616,800

(2) 回収業者への支援

ア 奨励金単価の推移

(単位：kg 当たり)

品目	H3.12～	H4.4～	H5.1～	H5.4～	H10.10～	H16.4～	H17.4～	H27.4～	R3.1～	R4.7～	R4.10～	R5.1～
紙・布類	—	3円	7円	9円	12円	11.5円	9.8円	9円	19円	18円	17円	17円
ビン・金属類	15円	15円	15円	15円	15円	15円	12.8円	12円	22円	21円	21円	20.5円

イ 回収量と奨励金

区分	H30	R01	R02	R03	R04	R05
回収量(kg)	9,202,950	9,007,540	9,097,815	8,890,370	8,540,130	8,202,100
奨励金(円)	88,719,120	87,045,360	110,482,150	174,995,120	158,331,045	145,874,475

6 生ごみの資源化

(1) 生ごみ肥料化処理器購入補助

生ごみの資源化を促進させるため、令和4年度から購入額の一部を補助します。

ア 生ごみ肥料化処理容器（コンポスト容器等）の場合

1器当たり、購入金額の2分の1の額

最高限度額は、6,000円 但し、1世帯、1年につき、1器までの補助

イ 生ごみ処理機器（電動機械式等）の場合

1器当たり、購入金額の2分の1の額

最高限度額は、30,000円 但し、1世帯、3年につき、1器までの補助

(2) 補助実績

年度	処理容器		処理機器		補助額計	制 度
	基数	補助額	基数	補助額		
R04	53	163,300	156	3,595,000	3,758,300	補助率 1/2
R05	31	85,900	164	3,885,400	3,971,300	限度額 容器6,000円、機器30,000円

7 事業系ごみの減量

(1) 資源化量

事業系ごみの資源ごみの搬入は認めていないため、排出者において一般廃棄物収集運搬許可業者で資源化されている。

一般廃棄物収集運搬許可業者による資源化量

(単位：t)

年度	R01	R02	R03	R04	R05
資源化量	5,172	5,048	5,530	4,890	3,983

(2) 減量計画書

多量の事業系ごみを排出する事業者のうち規則で定める事業所については、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成を義務付けている。

減量計画書作成事業所 96事業所 (R6年3月31日時点)

8 リサイクル推進店

これまでのリサイクル協力店制度を拡充し、リサイクル推進店制度として、ごみの減量リサイクルに積極的に取り組んでいる店舗を認定している。

(令和6年4月1日 現在)

No.	店舗名	所在地	電話番号	紙 パ ック	新 聞	ト レ イ	缶	び ん	ペ ット ボ トル	家 電	その他の取り組み
1	株式会社 SGR 第二倉庫	流山市お おたかの 森西3- 6-6	048- 760- 1070								<ul style="list-style-type: none"> ・残置物撤去作業の際に出るリユース・リサイクル資源の買取 ・リユース品の海外輸出事業
2	生活協同組合 コープみらい コープ東深井 店	流山市東 深井22 8-1	04- 7140- 5000	○		○	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ・たまごパック回収(指定容器のみ) ・レジ袋削減 ・畜産ノントレー商品の販売
3	生活協同組合 コープみらい コープ南流山 店	流山市南 流山1- 10-7	04- 7178- 6195	○		○	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ・たまごパック回収(指定容器のみ) ・レジ袋削減 ・畜産ノントレー商品の販売
4	コモディイ ダ流山店	流山市加 1-12 -2	04- 7157- 8031	○		○					
5	株式会社 斎 藤英次商店流 山営業所	流山市駒 木518	04- 7156- 8710	○	○						<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール、衣類の回収・資源化 ・資源物の買取、分別・加工・梱包後、資源化施設への売却 ・24時間無人無料リサイクルステーションの設置 ・機密文書等の溶解処分 ・地域の方に向けた紙リサイクルの啓もう活動

ボクのスティーカーが目印ケロ



資料

1 条例・規則等

○流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成6年3月30日
条例第12号

改正

令和元年12月25日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 紙類、布類、金属類、ビン類その他規則で定めるものをいう。
- (6) 集団回収 市内の自治会、子供会その他の公共的団体（規則の定めるところにより市長の登録を受けたものに限る。）による資源物の回収（規則の定めるところにより市長に届け出た回収場所における回収に限る。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別及び集団回収への参加等により再利用を図るとともに、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定めるものとする。

2 処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、前項の実施計画を定めたとき又は変更したときは、その旨を告示するものとする。

(廃棄物対策審議会)

第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項について審議を行い、市長に答申し、又は建議するため、流山市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民等
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 廃棄物減量等推進員の職にある者
- (5) 環境美化推進員の職にある者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

6 特別委員の任期は、市長が委嘱した日から当該特別の事項に関する審議が終了したときまでとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(技術管理者)

第8条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつたこと。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (11) 前各号に掲げる資格と同等以上の知識及び技能を有すると認められること。
(市が行う廃棄物の減量)

第9条 市は、廃棄物の処理施設において資源の回収を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請及び支援)

第10条 市は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする者に必要な協力を要請するとともに、その者を支援するよう努めるものとする。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第11条 事業者は、再利用の可能な物の選定をするほか、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

第13条 市民は、再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(家庭廃棄物の処理)

第14条 市は、処理計画に従い、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(土地等の占有者の義務)

第15条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者又は居住者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物については、処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、家庭廃棄物を集積する所定の場所（以下「集積場所」という。）に排出すること等により、市の行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭を発生することのないようその清潔の保持に努めなければならない。

(排出規制)

第16条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発生する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第17条 市長は、占有者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(資源物の持去りの禁止)

第18条 市長及び規則の定めるところにより市長の登録を受けているもの以外のものは、次に掲げる場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

- (1) 集積場所
- (2) 集団回収の回収場所
(持去りの禁止命令等)

第19条 市長は、前条の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

2 前条の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者を発見した者は、市長に通報しなければならない。

(違反行為をした者に対する立入調査)

第20条 市長は、前条第1項の規定による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し期限を定めて報告を求め、又はその職員を当該者の建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった時は関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業系廃棄物の処理)

第21条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(運搬等の指示を行う事業系一般廃棄物)

第22条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

(多量排出事業者の義務)

第23条 前条に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者のうち規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の指示に従い、再利用を促進すること等により、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、多量排出事業者が前条第1項又は第2項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき多量排出事業者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第26条 市長は、多量排出事業者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第24条に規定する勧告に係る措置を講じなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(受入基準)

第26条の2 市民及び事業者は、一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する場合には、処理計画に定める受入基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第27条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第1に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理)

第28条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとする。

2 市長は、前項に規定する産業廃棄物を指定するものとし、当該指定をしたときはその旨を告示するものとする。

3 前項の場合において、事業者は、第1項に規定する産業廃棄物の処理を市に依頼しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(産業廃棄物処理費用)

第29条 前条の規定により市が産業廃棄物を処理した場合に徴収する費用は、別表第2に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可)

第30条 法第7条第1項若しくは第6項に規定する一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)を行おうとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業を行おうとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第31条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、当該申請が法令に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る者に対し、許可証を交付の上、許可するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請等手数料)

第32条 第30条第1項の規定により許可を受けようとする者若しくは同条第2項の規定により変更の許可を受けようとする者又は前条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 浄化槽清掃業の許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(地域の清潔の保持)

第33条 占有者は、土地又は建物及びその周辺の清潔を保ち、相互に協力して良好な地域環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第34条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は所定の場所に收容することにより、その清潔の保持に努めなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

3 前項の場合において、当該公共の場所の管理者は、廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(空き地の管理)

第35条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう必要な管理に努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

第36条 容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲料容器等の散乱を防止するため、市民がその容器を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、回収に応ずるよう努めなければならない。

2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

(投棄の禁止)

第37条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

2 市は、前項に違反する行為を未然に防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓発を図ること等必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第38条 第19条第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和元年12月25日条例第19号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第27条関係)

一般廃棄物処理手数料

種類	区分		手数料
し尿	定額制	世帯人員1人につき	月額 330円
	従量制 (飲食店、旅館、工場、事業所、遊戯場、駅、学校その他人員の一定しない建築物及び簡易水洗便所を設置している建築物等)	36リットルにつき	330円
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥を第30条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	1,800リットルにつき	440円
汚泥	1立方メートルにつき		7,700円
動物の死体	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	事業者 1体につき	3,300円
		事業者以外の者 1体につき	1,100円
	市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1体につき	3,300円
家庭廃棄物	市の収集・運搬によらないで市長の指定する場所へ搬入するとき(剪定枝、雑草、落葉及び竹木(以下「剪定枝等」という。)を自ら市長の指定する場所へ搬入するときを除く。)	10キログラムまでごと	300円
	剪定枝等を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		無料
	粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1点につき	1,100円
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	300円
	事業系一般廃棄物を第30条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	300円

備考

- 1 し尿定額制の収集回数は、世帯人員1人から4人までを月1回、5人から8人までを月2回、9人以上を月3回とし、これらの回数を超える部分については、従量制とする。
- 2 この表において「剪定枝」及び「粗大ごみ」とは、処理計画に定められている剪定枝及び粗大ごみをいう。
- 3 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。ただし、総重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとして手数料を算定する。

別表第2（第29条関係）

産業廃棄物処理費用

区分		費用
第28条第2項の規定により市長が指定した産業廃棄物を市長の指定する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごと	300円

備考 重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。ただし、総重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとして手数料を算定する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

2 条例第2条第2項第5号に規定するその他の資源物は、次のとおりとする。

(1) ペットボトル

(2) プラスチック類

(審議会の会長及び副会長)

第3条 条例第7条第1項に規定する流山市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該審議会の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第6条 前3条に定めるもののほか審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(廃棄物減量等推進員)

第7条 条例第8条第1項に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の定数は、200人以内とする。

2 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(し尿くみ取りの申請)

第8条 土地又は建物の占有者は、し尿のくみ取りを新たに受け、変更し、又は受ける必要がなくなったときは、し尿くみ取（開始・変更・取消し）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなけれ

ばならない。

(勧告書)

第9条 条例第17条又は条例第24条の規定による勧告は、勧告書(別記第2号様式)により行うものとする。

(禁止命令書等)

第10条 条例第19条第1項の命令は、禁止命令書(別記第2号様式の2及び第2号様式の3)の交付により行うものとする。

2 前項の禁止命令書の交付を受けた者は、署名押印の上、誓約書(別記第2号様式の4)を禁止命令書の交付の日から1週間以内に市長に提出しなければならない。

(警察への告訴)

第11条 市長は、条例第19条第1項の命令を受けたにもかかわらず、条例第18条に違反し、資源物を収集し、又は運搬を行う者については、必要に応じて告訴を行うものとする。

(多量排出事業者)

第12条 条例第23条第1項に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の用に供する建築物を有する事業者

(2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。)が1,500平方メートル以上の建築物を有する事業者。ただし、排出される事業系一般廃棄物が少量の建築物で市長が指定するものを除く。

(多量排出事業者が行う減量計画の作成)

第13条 条例第23条第2項の規定による減量に関する計画の作成は、年度ごとに行うものとする。

2 条例第23条第2項の規定による減量に関する計画書の提出は、事業系一般廃棄物減量計画書(別記第3号様式)により、毎年5月31日までに行わなければならない。

(公表の方法)

第14条 条例第25条第1項の規定による公表は、流山市広報への掲載その他の方法により行うものとする。

(手数料等の徴収方法)

第15条 条例第27条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料のうちし尿に係る手数料(以下「し尿処理手数料」という。)は、し尿処理手数料納入通知書兼領収書(別記第4号様式)及びし尿処理手数料口座振替納入通知書兼領収書(別記第4号様式の2)により徴収する。

2 し尿処理手数料のうち月額で定める手数料の徴収の対象となる期間は、第8条に規定する開始の申請のあった日の属する月から取消しの申請のあった日の属する月までとする。

3 し尿処理手数料の納期限は、次に定めるところによる。ただし、各期に定める納期限の日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たる場合にあっては、その日後において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

納期の区分	納期限
第1期(3月1日から5月31日まで)	6月30日
第2期(6月1日から8月31日まで)	9月30日
第3期(9月1日から11月30日まで)	12月28日
第4期(12月1日から2月末日まで)	3月31日

4 条例第27条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料のうち粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分するときに係る手数料(以下「粗大ごみ処理手数料」という。)は、粗大ごみ処理手数料納付書兼領収書(別記第4号様式の3)により徴収する。

5 し尿処理手数料及び粗大ごみ処理手数料以外の一般廃棄物処理手数料、条例第29条に規定する産業廃棄物処理費用及び条例第32条に規定する許可申請手数料は、市長の発行する納入通知書により徴収する。ただし、納入通知書により難しい場合は、この限りでない。

(手数料の減免)

第16条 条例第27条第2項の規定により市長が手数料を減免することができる者並びにその免除及び減額割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 天災を受けた者 免除
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者 免除
- (3) その他市長が特別の理由があると認める者 減額(1割以上10割以内)

(減免申請手続)

第17条 条例第27条第2項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、その旨を一般廃棄物処理手数料減免決定(申請却下)通知書(別記第6号様式)により当該申請に係る者に通知するものとする。

(許可申請書)

第18条 条例第30条第1項及び第2項に規定する規則で定める申請書は、次の表に掲げるとおりとする。

申請者	申請書
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	一般廃棄物収集運搬業許可(許可更新)申請書 (別記第7号様式)
一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者	
一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者	一般廃棄物処分業許可(許可更新)申請書(別記第8号様式)
一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(別記第9号様式)
浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	浄化槽清掃業許可申請書(別記第10号様式)

(許可証)

第19条 条例第31条第1項の規定により市長が交付する許可証は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	許可証
一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可証(別記第11号様式)
一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新	一般廃棄物処分業許可証(別記第12号様式)
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証(別記第13号様式)
浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業許可証(別記第14号様式)

2 条例第31条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(別記第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第20条 法第7条の2第3項に規定する住所その他環境省令で定める事項を変更したときの市長への届出は、許可申請事項変更届出書(別記第16号様式)により行うものとする。

2 法第7条の2第3項に規定する事業の全部又は一部を廃止したときの市長への届出は、事業廃止届出書(別記第17号様式)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第21条 市長は、法第7条の3又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（別記第18号様式）又は業務停止命令書（別記第19号様式）により行うものとする。

（許可証の返納）

第22条 条例第31条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- （1） 許可証の有効期間が満了したとき。
- （2） 許可を受けた事業の全部を廃止したとき。
- （3） 許可を取り消されたとき。

（実績の報告）

第23条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の業務の実績について一般廃棄物処理実績報告書（別記第20号様式）、一般廃棄物（浄化槽汚泥）処理実績報告書（別記第21号様式）又は一般廃棄物処分実績報告書（別記第22号様式）により、毎月10日までに市長に報告しなければならない。

（身分証明証）

第24条 法第19条第3項及び浄化槽法第53条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明証（別記第23号様式）とする。

2 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明証（別記第24号様式）とする。

（補則）

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

附 則（令和6年3月29日規則第23号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(設置の目的)

第1条 ごみ処理施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設及び廃棄物再生利用総合施設(以下「廃棄物処理施設」という。)の新設、改築、修繕等(以下「整備等」という。)に必要な資金を積み立てるため、流山市廃棄物処理施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 市の積立金額
- (2) 基金への積立てが指定された寄附金額
- (3) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、廃棄物処理施設の整備等に必要な財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月10日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の流山市廃棄物処理施設建設基金条例の規定により積み立てられた現金は、この条例による改正後の流山市廃棄物処理施設整備等基金条例に規定する基金に属する現金とみなす。

○流山市集団回収に関する規則

平成21年3月31日

規則第21号

改正 平成24年12月28日規則第47号

平成27年3月31日規則第24号

令和3年3月22日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、市民が自主的に行う集団回収について、その活動を行う団体及び再生資源物収集業者その他必要な事項を定め、廃棄物の減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、次項に定めるものを除き、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生資源物 再生が可能な資源物のうち、次に定めるものをいう。

ア 新聞、雑誌、ダンボール等の紙類

イ 空かん、鉄くず、銅くず等の金属類

ウ 酒ビン、ビールビン等のビン類

エ 衣類、布切れ等の布類

(2) リサイクル団体 集団回収を行っている公共的団体をいう。

(3) 再生資源物収集運搬業者 再生資源物を収集し、及び運搬することを業とする者であり、第8条第2項の規定により登録を受けたものをいう。

(リサイクル団体の登録)

第3条 集団回収を実施し、この規則に定める支援を受けようとする公共的団体は、流山市集団回収実施登録申請書（別記第1号様式）により、市長に申請するとともに、回収場所を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、その代表者に流山市集団回収実施登録決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）を交付する。

3 登録を受けたリサイクル団体は、第1項の申請書の記載事項に変更があった場合は、流山市集団回収実施登録変更届出書（別記第3号様式）を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出及び第2項の規定による可の決定は、条例第2条第2項第6号の規則で定めるところによる届出及び登録とする。

5 登録を受けたリサイクル団体は、その活動を休止し、中止し、又は再開するときは、あらかじめ流山市集団回収（休止・中止・再開）届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(リサイクル団体の責務)

第4条 リサイクル団体は、再生資源物の再利用を図ることにより、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

(報償金の支給)

第5条 市長は、リサイクル団体が集団回収によって回収した再生資源物の量を確認し、予算の範囲内でリサイクル団体に報償金を支給する。

2 報償金の支給は、市の計量所の月報と再生資源物収集運搬業者が作成する再生資源物収集運搬状況報告書（別記第5号様式）及びリサイクル団体が、自ら回収した再生資源物の種類及び数量等について確認したことが明らかである書類の再生資源物の量を突合し、その回収

実績に応じてその額を決定する。

- 3 リサイクル団体に支給する報償金の額は、集団回収によって回収した再生資源物 1 キログラムにつき 8 円とする。
- 4 報償金は、4 月から 6 月までの回収分については 8 月末までに、7 月から 9 月までの回収分については 11 月末までに、10 月から 12 月までの回収分については 2 月末までに、1 月から 3 月までの回収分については 5 月末までに支給する。

(看板及び回収袋の支給等)

第 6 条 集団回収を支援するため、リサイクル団体に対し、必要に応じて看板（別記第 6 号様式及び第 7 号様式）及び予算の範囲内で回収袋の支給を行う。

- 2 リサイクル団体は、前項の規定により支給を受けた看板をその集団回収の回収場所に設置しなければならない。
- 3 看板の支給を受けようとするリサイクル団体は、市長に申し込むものとする。
- 4 回収袋の支給を受けようとするリサイクル団体は、契約する再生資源物収集運搬業者を通じて、市長に申し込むものとする。

(リサイクル団体の登録の取消し)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条第 2 項の規定によるリサイクル団体の登録を取り消すことができる。

- (1) リサイクル団体が解散し、又は集団回収を廃止したと認められるとき。
- (2) リサイクル団体が虚偽の報告その他不正な手段により報償金の支給を受けたとき。

2 市長は、前項第 2 号の規定によりリサイクル団体の登録の取消しを行った場合において、返還を相当と認める報償金があるときは、当該団体の代表者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(再生資源物収集運搬業者の登録)

第 8 条 再生資源物収集運搬業者の登録を受けようとする者は、流山市再生資源物収集運搬業者登録申請書（別記第 8 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 前年度の事業の収支決算書又は所得税若しくは法人税の申告書の写し
- (2) 法人の場合にあつては、会社の登記事項証明書及び定款
- (3) 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 5 条第 2 項の許可証の写し
- (4) 再生資源物の収集・運搬に使用する車両の一覧表
- (5) 前号の一覧表に記載された車両のカラー写真

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに登録の可否を決定し、当該申請者に流山市再生資源物収集運搬業者登録決定（申請却下）通知書（別記第 9 号様式）を交付する。

3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、同項の再生資源物収集運搬業者について、次の各号に掲げる事項及びその他必要な事項を流山市再生資源物収集運搬業者登録台帳（別記第 10 号様式）に登録するものとする。

- (1) 法人等の名称及び所在地、電話番号
- (2) 代表者の氏名及び住所、電話番号
- (3) 登録年月日

4 第 2 項の規定により登録を受けた再生資源物収集運搬業者は、その業を廃止し、又は登録を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ流山市再生資源物収集運搬業者登録事項廃止（変更）届出書（別記第 11 号様式）を市長に届け出なければならない。

(再生資源物収集運搬業者の責務)

第 9 条 再生資源物収集運搬業者は、リサイクル団体から収集した再生資源物を適切に処理することにより、再利用に寄与しなければならない。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、再生資源物収集運搬業者がリサイクル団体から収集した再生資源物の量を確認し、予算の範囲内で再生資源物収集運搬業者に奨励金を交付する。

2 前項のリサイクル団体から収集した量の算定は、市の計量所の月報と再生資源物収集運搬業者が作成する再生資源物収集運搬状況報告書及びリサイクル団体が、自ら回収した再生資源物の種類及び数量等について確認したことが明らかである書類により、再生資源物の量を突合し、その収集及び運搬の実績に応じてその額を決定する。

(奨励金の額)

第11条 奨励金の額は、再生資源物収集運搬業者が契約するリサイクル団体から収集し、及び運搬した再生資源物ごとの重量及び市長が定める単価に基づき算定した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 奨励金は、4月から6月までの収集運搬分については8月末までに、7月から9月までの収集運搬分については11月末までに、10月から12月までの収集運搬分については2月末までに、1月から3月までの収集運搬分については5月末までに交付する。

3 第1項の市長が定める単価は、再生資源物の市場価格の変動等により見直すことができるものとする。

(奨励金の申請)

第12条 奨励金の交付の申請をしようとする者は、流山市再生資源物収集運搬事業奨励金交付申請書（別記第12号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 再生資源物収集運搬状況報告書

(2) リサイクル団体が、自ら回収した再生資源物の種類及び数量等について確認したことが明らかである書類

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請は、4月から6月までの収集運搬分については7月10日までに、7月から9月までの収集運搬分については10月10日までに、10月から12月までの収集運搬分については1月10日までに、1月から3月までの収集運搬分については3月31日までに行わなければならない。

(交付決定の通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その可否を決定し、流山市再生資源物収集運搬事業奨励金交付決定（申請却下）通知書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、流山市再生資源物収集運搬事業奨励金交付請求書（別記第14号様式）により奨励金を市長に請求するものとする。

(再生資源物収集運搬業者の登録取消し)

第15条 市長は、再生資源物収集運搬業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定による再生資源物収集運搬業者の登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の報告その他不正な手段により登録又は奨励金の交付を受けたとき。

(2) 再生資源物の収集及び運搬に際し、関係法令に違反したことにより、市長が再生資源物収集運搬業者としてふさわしくないと判断したとき。

2 前項に規定する登録の取消しは、流山市再生資源物収集運搬業者登録取消通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

3 市長は、第1項第1号の規定により登録を取り消した場合において、返還を相当と認める奨励金があるときは、当該取消しを受けた再生資源物収集運搬業者の代表者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定により登録を取り消した再生資源物収集運搬業者に対し、期限を定

めて登録決定通知書等の返還を命じるものとする。

5 前2項の命令は、第2項の通知書の交付と併せて行うことができる。

6 市長は、第1項の規定により再生資源物収集運搬業者の登録を取り消したときは、関係するリサイクル団体に通知するものとする。

(必要書類の請求)

第16条 市長は、必要と認めるときは、再生資源物収集運搬業者に対して、経営状況及びその他必要な事項について報告を求めることができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第24号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の流山市集団回収に関する規則第11条第1項の規定は、この告示の施行の日以降に回収した再生資源物に係る奨励金について適用し、同日前に回収した再生資源物に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月22日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の流山市集団回収に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和3年1月1日以降に収集した再生資源物に係る奨励金について適用し、同日前に収集した再生資源物に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第11条第1項の規定に基づき算定された奨励金の額(令和3年1月から3月までの収集運搬分に限る。)が、改正前の流山市集団回収に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第11条第1項の規定に基づき算定された奨励金の額(令和3年1月から3月までの収集運搬分に限る。以下「改正前奨励金額」という。)を下回るときは、改正前奨励金額を奨励金の額とする。

別記(様式省略)

○流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 10 号

改正 令和元年 7 月 19 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、一般廃棄物の減量及び資源化の啓発並びに市民のリサイクル活動の推進を図り、循環型社会の形成に資するため、リサイクルプラザ・プラザ館（以下「プラザ館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 プラザ館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市リサイクルプラザ・プラザ館	流山市下花輪 191 番地

(事業)

第 4 条 プラザ館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) リサイクルに関する学習又は活動の場の提供に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量、資源化及び処理に関する情報の収集並びに提供に関すること。
- (3) 一般廃棄物の再利用品の展示及び提供に関すること。
- (4) 一般廃棄物の減量、資源化及び処理に関する講座又は研修会等の開催に関すること。
- (5) その他プラザ館の設置目的を達成するために必要な事業

(使用者の資格)

第 5 条 プラザ館の研修室及び工芸室（以下「研修室等」という。）を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者及びその団体とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に所在する事業所に勤務する者
- (3) 本市に所在する学校に通学する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に認めるもの

(使用の許可)

第 6 条 研修室等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、プラザ館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 7 条 市長は、研修室等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) プラザ館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) プラザ館の施設又は設備を破損するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、プラザ館の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、第 6 条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第 6 条第 2 項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、プラザ館の管理上支障があるとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定めるところにより算出した額の合計額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を第6条第1項の規定により許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(2) 使用期日の7日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。

(目的外使用の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に研修室等を使用してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた研修室等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、研修室等の使用を終了したとき又は第8条の規定により研修室等の使用の許可を取り消されたときは、直ちに研修室等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失によりプラザ館を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第16条 プラザ館及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第25号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例の規定は、平成20年10月1日以後の研修室等の使用について適用し、同日前の研修室等の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月20日条例第42号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

19 この条例による改正後の流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例第9

条第1項及び別表の規定は、施行日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る同日以後に納付される使用料について適用し、同日前の研修室等及び附属設備の使用に係る使用料並びに同日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。

(納入通知書による納付に関する経過措置)

- 23 附則第2項(使用料に係る部分に限る。)、第9項、第11項、第17項及び第19項の規定にかかわらず、市長又は水道事業管理者の発する納入通知書により使用料、手数料、処理費用、納付金又は占用料を納付する場合は、附則第2項、第9項、第11項、第17項及び第19項の規定中「納付される」とあるのは「納入通知書を発する」と読み替えて適用するものとする。

附 則 (令和元年7月19日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 35 この条例による改正後の流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の研修室等及び附属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 36 施行日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る使用料は、改正後の条例に規定する使用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から研修室等及び附属設備の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

別表 (第9条関係)

リサイクルプラザ・プラザ館使用料金表

1 施設使用料

区分	1時間当たり
研修室1	261円
研修室2	261円
研修室3	261円
工芸室1	313円
工芸室2	156円

2 附属設備使用料 (研修室1を使用する場合に限る。)

マイクロフォン	1本	103円
プロジェクター	1台	103円
ビジュアルプレゼンター	1台	103円
DVD・ビデオプレーヤー	1台	103円

○流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成15年3月28日規則第5号

改正

平成15年9月29日規則第38号

平成16年10月1日規則第41号

平成20年3月31日規則第18号

令和5年12月21日規則第81号

流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例（平成15年流山市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 流山市リサイクルプラザ・プラザ館（以下「プラザ館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 プラザ館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(使用許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により、プラザ館の研修室及び工芸室（以下「研修室等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、流山市リサイクルプラザ・プラザ館使用許可申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者で使用に係る抽選に参加しようとする者は、使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の3月前の月の初日から10日までの間に、当該使用に係る抽選の申込みを行わなければならない。

3 前項の規定により抽選の申込みをした者のうち、使用日の属する月の3月前の月の11日に行

う抽選に当選した者は、当該使用日の属する月の3月前の月の12日から21日までの間に、第1項の規定による申請をしなければならない。この場合において、当該期間内に申請をしなかった場合は、その者の当選は無効とする。

4 前2項の規定による場合のほか、施設を使用しようとする者は、使用日の属する月の3月前の月の23日から当該使用日までの間に、第1項の規定による申請をしなければならない。

5 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、第2項に規定する日前であっても申請をすることができる。

6 前4項に規定する申請は、公共施設予約システム（流山市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成16年流山市規則第36号）第2条第2号に規定するシステムをいう。以下同じ。）を利用する方法により行うことができる。

（使用の許可）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、研修室等の使用の可否を決定し、流山市リサイクルプラザ・プラザ館使用許可（申請却下）書（別記第2号様式）を当該申請に係る者に交付するものとする。

2 前条第6項に規定する方法により申請を行う場合の許可は、公共施設予約システムを利用してその旨を当該申請に係る者に表示することにより、当該許可書の交付に替えることができる。

（使用許可の順序）

第6条 使用許可の順序は、申請の順序によりこれを行い、同時に申請があったときは、協議又は抽選により決めるものとする。

（使用許可の条件）

第7条 条例第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） あらかじめ指定された所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- （2） 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- （3） 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- （4） 所定の場所に備え付けた物件を許可なく使用し、又は移転しないこと。
- （5） プラザ館の管理上不相当と認められる行為をしないこと。

（使用の変更等）

第8条 研修室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、使用許可の変更は、他の使用に支障の生じない場合に限り許可するものとする。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、条例第8条の規定により研修室等の使用の許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止したときは、流山市リサイクルプラザ・プラザ館使用許可取消（使用禁止）通知書（別記第3号様式）により使用者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第10条の規定により使用料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又はその機関が主催者として研修室等を使用する場合
- (2) 条例第2条に規定するプラザ館の設置目的の達成に資するものと認められる活動のために自主的な団体及び個人が使用する場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

2 条例第10条の規定により使用料を減額することができる場合及びその割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又はその機関が共催者として研修室等を使用する場合 5割
- (2) 高校生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に通学する者を含む。）及び中学生以下の者並びに高齢者（65歳以上の者をいう。以下この条において同じ。）及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が研修室等を使用する場合 5割
- (3) 市内に存する学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に通学する者が研修室等を使用する場合 5割
- (4) 高齢者又は障害者が研修室等を使用する場合 5割
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 その都度市長が定める割合

3 前項第2号及び第4号の障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 知事が交付する療育手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、障害の程度が重度、中度又は軽度のいずれかに判定された者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級、2級又は3級のもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級、2級又は3級のもの

（研修室等の使用を取りやめる場合の使用料の納入）

第11条 使用者は、使用者の責めによる事由により許可を受けた研修室等の使用を取りやめた場合において、条例第9条第1項の使用期日の7日前までに許可の取消しの申出を行わないときは、当該許可を受けた研修室等に係る使用料を納付しなければならない。

（職員の立入り）

第12条 使用者は、関係職員がプラザ館の管理運営上の必要のため、使用中の研修室等に立ち入ることを拒んではならない。

（使用後の点検）

第13条 使用者は、研修室等の使用を終了したときは、関係職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほかプラザ館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日規則第38号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第18号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成20年10月1日以後の研修室等の使用に係る使用料について適用し、同日前の研修室等の使用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年12月21日規則第81号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記 様式省略

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源化に積極的に取り組んでいる店舗を流山市リサイクル推進店（以下「推進店」という。）として認定し、広く市民に周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組を推進することを目的とする。

(認定要件)

第2条 推進店の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす店舗に対して行うものとする。

(1) 次に掲げるもののいずれかを店頭回収し、自らのルートにより資源化している店舗

ア 紙パック

イ 新聞及び雑誌

ウ プラスチックトレイ

エ 空き缶

オ 空き瓶

カ ペットボトル

(2) その他ごみの減量及び資源化に係る取組を積極的に行っていると市長が認める店舗

(申請)

第3条 推進店の認定を受けようとする者は、流山市リサイクル推進店認定申請書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する認定要件（以下「認定要件」という。）を満たしていると認めるときは推進店として認定し、流山市リサイクル推進店認定証（別記第2号様式。以下「認定証」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、市長は、当該申請者が認定要件を満たしている場合であっても、ごみの減量及び資源化を進める上で適切でない行いをしていると認められるときは、推進店の認定をしないことができる。

2 前項の規定による認定の有効期間は、認定した日の翌日から起算して2年とする。

3 前条及び前2項の規定は、推進店の認定の更新手続について準用する。

(推進店の役割)

第5条 推進店は、前条第1項の規定により交付を受けた認定証を店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

2 推進店は、認定を受けた要件以外にもごみの減量及び資源化に積極的に取り組むものとする。

3 推進店は、市が実施するごみの減量及び資源化の施策、調査等に協力するものとする。

4 推進店の愛称は、ケロクル推進店とする。

(市の役割)

第6条 市長は、推進店について広く市民に周知すること等により、その利用の推進を図るものとする。

(変更の届出)

第7条 推進店は、第3条（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請内容に変更があった場合は、流山市リサイクル推進店変更届（別記第3号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推進店が認定要件に適合しないと認められるとき又はごみの減量及び資源化

を進める上で適切でない行いをしたと認められるときは、推進店の認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により推進店の認定を取り消したときは、流山市リサイクル推進店認定取消通知書（別記第4号様式）により推進店であった者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、認定証を直ちに市長に返還しなければならない。
（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による申請に係る手続その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別記 様式省略

(目的)

第1条 この規則は、生ごみ肥料化処理容器又は生ごみ処理機器（以下「処理器」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において、処理器の購入に要した費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「生ごみ肥料化処理容器」とは、微生物又は小動物の活動を利用して、投入された生ごみ等が分解されることにより、当該生ごみを減量し、かつ、肥料化することを目的として製造された容器又はこれに類するもので市長が認めたものをいう。

2 この規則において、「生ごみ処理機器」とは、生ごみを機械等を利用して処理し、減量化又は肥料化することが可能な機器又はこれに類するもので市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自らの家庭から生じる生ごみ等を処理するため、処理器を購入し、これを市内に設置した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2) 市税を完納していること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、処理器の購入費用（処理器の本体価格（消費税及び地方消費税を含む。）とし、配送料、修理保証等に係る費用を除く。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、生ごみ肥料化処理容器にあつては1器当たり6,000円を、生ごみ処理機器にあつては1器当たり30,000円を限度とする。

2 補助金は、生ごみ肥料化処理容器にあつては1世帯当たり1年につき1器を、生ごみ処理機器にあつては1世帯当たり3年につき1器を限度として交付する。

(申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、処理器を購入した日から起算して1年以内に、流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 市税を完納していることを証する書類

(3) 処理器の領収書（宛名が記載されているものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定により証明すべき事実を本人の同意により公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査により、速やかに交付の可否を決定し、流山市生ごみ肥料化処理器購入補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に対し通知を行うものとする。

(支払)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定の通知を行った後、第6条の申請書兼請求書に基づき、速やかに申請者が指定した金融機関の口座に、補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記 様式省略

(目的)

第1条 この規則は、紙おむつはその使用目的等の性質上、ごみの排出量の減量化が困難であり、紙おむつを使用する世帯はこれを使用しない世帯に比してごみの排出量が多くなることに鑑み、乳幼児、要介護者、障害者その他の紙おむつを日常的に使用しなければならない者が属する世帯に対して指定ごみ袋を支給することにより、指定ごみ袋の導入による当該世帯の経済的負担を軽減し、その生活を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「指定ごみ袋」とは、市長が別に定める基準を満たすごみ袋であつて、このことについて市長が認定しているもの（燃やすごみの排出に使用するものに限る。）をいう。

(支給対象)

第3条 指定ごみ袋の支給対象は、本市の住民基本台帳に記録されている者（本市に居住はしているが、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されていない者で市長が認めるもの（以下「特例対象者」という。）を含む。）であつて、第1号に掲げるものが属する世帯及び第2号に掲げるものとする。

(1) 満3歳未満の乳幼児（以下「乳幼児」という。）

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに掲げる要介護状態区分である者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児であつて、紙おむつを日常的に使用しなければならない状態であるものその他当該者と同等の状態であると市長が認める者（市外に所在する施設等に入所等している者及び紙おむつの排出が事業系廃棄物（流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号）第2条第2項第2号に規定する事業系廃棄物をいう。）として処理されることとなる市内に所在する施設等に入所等している者並びに乳幼児を除く。以下「介護等対象者」という。）

(支給する指定ごみ袋)

第4条 支給する指定ごみ袋は、30リットルの大きさのものとし、その支給枚数は、前条の支給対象のうち、乳幼児の属する世帯（以下「乳幼児世帯」という。）にあつては乳幼児1人につき別表のとおり、介護等対象者にあつては1の年度につき30枚とする。

(指定ごみ袋の支給)

第5条 乳幼児世帯に対する指定ごみ袋の支給は、その世帯主に対して、乳幼児1人につき1回を限度として行う。

2 前項の場合において、市長は、一定期間ごとに住民基本台帳の情報から乳幼児の特定（特例対象者である乳幼児の場合は、申出等により当該乳幼児であると市長が認めることによる特定）を行い、当該特定された乳幼児に係る指定ごみ袋を乳幼児世帯に送付するものとする。ただし、乳幼児が当該特定から送付までの間に第3条の要件に該当しなくなったときは、この限りでない。

3 介護等対象者に対する指定ごみ袋の支給は、1の年度につき1回を限度とし、次条に規定する申請に対して第7条の規定により支給を可とする決定を受けた者について行う。

(介護等対象者の申請)

第6条 指定ごみ袋の支給を受けようとする介護等対象者（当該介護等対象者が心身の障害等によりやむを得ない理由により自ら申請することができないときは、その親族、介護者等）

は、流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、その指定ごみ袋の支給を受けようとする年度における申請は、当該年度中に行うものとする。

- (1) 申請をする者の身分証明書の写し
- (2) 介護等対象者の住民票の写し
- (3) 介護保険証、障害者手帳その他の第3条第2号に規定する要件に該当することが確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により証明すべき事実を本人の同意により公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（支給の決定等）

第7条 前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定ごみ袋の支給の可否を決定し、流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第3条の要件を満たす乳幼児（特例対象者である者を除く。）に対する別表の規定の適用については、同表備考の規定にかかわらず、この規則の施行の日を同表の要件該当日とみなす。

別表（第4条関係）

乳幼児の区分	支給枚数
要件該当日において満1歳未満の乳幼児	90枚
要件該当日において満1歳以上満2歳未満の乳幼児	60枚
要件該当日において満2歳以上満3歳未満の乳幼児	30枚

備考 「要件該当日」とは、第3条の要件を満たすこととなった日（特例対象者である乳幼児の場合は、申出等を受けて当該乳幼児であると市長が認めた日）をいう。

別記 様式省略

2 廃棄物関係業者名簿

(令和6年4月1日現在)

(1) 委託業者

区分	名称	事務所の所在地	電話番号
収集運搬	北葉実業(株)	流山市野々下6-537-1	7148-5383
収集運搬	(有)流山清運社	流山市谷1	7158-0821
収集運搬	江戸川清掃(株)	流山市平方74	7153-5350
収集運搬	(株)流山清掃事業	流山市平方110-9	7154-7330
中間処理	荏原環境プラント(株)	流山市下花輪191	7159-0550
中間処理	リ・パレット(株)	富津市新富87-2	流山事務所 7150-2880
収集運搬・中間 処理(動物死体)	流山環境保全協同組合	流山市おおたかの森西 3-744-10	7150-4012

(2) 許可業者

ア 一般廃棄物収集運搬(ごみ)

許可番号	名称	事務所の所在地	電話番号
第2号	(株)大橋	流山市おおたかの森西3-744-13	7158-1600
第3号	北葉実業(株)	流山市野々下6-537-1	7148-7767
第4号	(有)市川胞衣社	市川市若宮3-30-13	047-315-3840
第9号	(有)関商店	流山市おおたかの森西3-6-9	7158-6100
第10号	(有)クリーン・アップ	流山市南流山8-4-10	7150-3115
第11号	(有)関紙業	流山市おおたかの森西3-6-3	7197-5351
第12号	(有)日東サービス	流山市鱒ヶ崎1309-2	7150-1755
第13号	(有)柏清掃	流山市平方104	7153-7142
第14号	安蒜運送(有)	流山市東深井265	7153-2905
第15号	(株)流山清掃事業	流山市平方110-9	7154-7330
第17号	(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町 川端4-13-5	0480-34-5401
第18号	エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627

イ 一般廃棄物収集運搬（浄化槽汚泥／浄化槽清掃）

許可業者	事務所の所在地	電話番号
江戸川清掃(株)	流山市平方74	7153-5350
(有)流山清運社	流山市谷1	7158-0821
流山市管工事協同組合	流山市加1-9-8	7159-0115

(3) 再生資源物収集運搬業者

登録業者	事務所の所在地	電話番号
(株)大橋	流山市おおたかの森西3-744-13	7158-1600
(有)関商店	流山市おおたかの森西3-6-9	7158-6100
(有)関紙業	流山市おおたかの森西3-6-3	7197-5351
(有)日東サービス	流山市鱈ヶ崎1309-2	7150-1755
(株)流山清掃事業	流山市平方110-9	7154-7330
江戸川清掃(株)	流山市平方74	7153-5350
(有)流山清運社	流山市谷1	7158-0821

3 流山市分別収集計画 ()

第10期流山市分別収集計画

令和4年7月4日

1 計画策定の意義

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらしました。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs(エスディージーズ))」は、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、その中の一つとして「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」という廃棄物に関する目標は世界的にも重要視されています。

平成31年3月に策定した流山市一般廃棄物処理基本計画は、2019年から10年間を計画期間とし、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本コンセプトを基に、ごみ減量施策を展開し、ごみの発生抑制や資源化の推進などを進めていくことを掲げています。

流山市分別収集計画は、流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)」第8条を遵守し、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、本市における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、廃棄物の減量及び資源の有効利用を促進することで、本市が目指す循環型社会の形成を図るものです。



2 基本的方向

流山市は、国勢調査(2020)において、全国792市中、5年間、かつ5年増加率が全国トップとなっています。当然、人口増加に伴い、容器包装廃棄物を含め、廃棄物の排出量も増加することが予想されますが、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考え方を基に、流山市一般廃棄物処理基本計画に掲げたごみ減量施策を展開し、ごみの発生抑制や資源化の推進などを進めていきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

また、プラスチック製容器包装を排出される際に使用する指定収集袋も対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

見込み量は、令和3年度までの排出量の実績値と人口推計を基に算出しています。

(単位：トン)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物		9,502	9,512	9,543	9,565	9,584
内 訳	スチール製容器	306	307	308	309	309
	アルミ製容器	476	476	478	479	480
	無色のガラス製容器	683	684	686	688	689
	茶色のガラス製容器	530	530	532	533	535
	その他のガラス製容器	119	119	119	119	120
	飲料用紙製容器	381	382	383	384	385
	段ボール	2,358	2,360	2,368	2,374	2,378
	ペットボトル	667	668	670	671	673
	その他のプラスチック製容器包装	3,982	3,986	3,999	4,008	4,016

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施します。

(1) 大量廃棄からの脱却とさらなる資源化

① 発生抑制の推進

ア 意識改革

㊦ ごみ減量・資源化の啓発

ごみ減量・資源化のための具体的な方法について情報を発信するとともに、市民を対象に、講演会や施設見学会、児童への環境教育、ポスターコンクール、ガレージセールなどや廃棄物減量等推進員の協力によるごみ出前講座を実施し、「欲しい物(Wants)」から「必要な物(Needs)」へ転換するなどの意識改革を図ります。

㊧ プラザ館の活用(啓発)

小学生のクリーンセンターの社会科見学や夏休み期間中における小・中学生を対象とした子供向け講座を開催し、環境教育とごみ減量・資源化意識の向上に努めます。

㊨ 廃棄物減量等推進員制度の有効活用

「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第8条により、各地域から推薦された方を廃棄物減量等推進員に委嘱し、地域の実情に合わせたごみの減量・資源化を図ります。

イ 発生抑制

㊦ 事業系ごみの減量

事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を図るため、多量排出事業者にごみ減量計画書の提出を義務付けていますが、さらに必要な指導を行います。

㊧ マイバッグの利用促進

不要なレジ袋の削減を図るため、ホームページや広報等でマイバッグの利用を呼びかけます。

㉞ 民間回収ルートの活用

事業者（リサイクル推進店含む）による資源（ペットボトル、段ボール、トレイや紙パックなど）の回収について、ホームページや広報等で周知し、有効活用するよう呼びかけます。

㉟ 指定袋の導入

容器包装プラスチック類の減量及びリサイクル率の向上を目指し、令和4年4月から容器包装プラスチック用の指定ごみ袋を導入したが、これが定着するようにさらに市民に周知し、協力を求めて行きます。

ウ 再使用・再利用

㊲ フリーマーケットの開催支援

市が主催するガレージセールをより魅力あるものとするようにして、さらなるごみの減量化に努めるとともに、市民が開催するフリーマーケットの情報をホームページや広報等で引き続き幅広く周知していきます。

㊳ 環境物品等の購入の推進

再生品の表示（エコマーク、グリーンマーク、PET ボトル再利用品マーク等）のある製品を市の広報等で具体的に情報提供します。

② 資源化の推進

ア 市民が進めるリサイクル

㊴ 分別排出の徹底・分別方法の見直し

ごみ発生量の削減を進めるとともに、どうしても排出せざるを得ないごみについては、分別排出を徹底し、資源化を推進するため「家庭ごみの出し方・分け方」のパンフレットを作成するとともに、ごみ分別の負担軽減を考慮し、分別名称の変更や分別方法を見直し、分かりやすい形で市民に情報提供できるよう「家庭ごみ収集曜日カレンダー」を全戸配布します。

㊵ 集団回収の適正支援

集団回収を推進するため、リサイクル団体や回収業者に対しての支援を継続して実施していきます。

イ 事業者が進めるリサイクル

㊶ 事業責任によるリサイクルの促進

事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を図るため、多量排出事業者にごみ減量計画書の提出を義務付けていますが、まだリサイクルできるものがごみに含まれていることから、さらに事業系ごみのリサイクルを促進していきます。

㊷ 職員の意識の向上

流山市役所もごみ排出事業者であり、排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を進めます。

ウ 市が進めるリサイクル

㊸ プラスチックごみの分別徹底と再資源化

「容器包装プラスチック類」と燃やさないごみに含まれる「その他プラスチック類」の分別について周知徹底します。また、リサイクル館に搬入された「容器包装プラスチック類」をさらに有効利用するため、実態に即した施設改修を行い、資源化率向上を図ります。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集に係る分別の区分は、下表の右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		— (集団回収のみで対応)
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		— (集団回収のみで対応)
主として段ボール製の容器		— (集団回収のみで対応)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		—
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装 ※プラスチック製容器包装を収集する際に使用する指定収集袋を含む。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

当市における特定分別基準適合物等の回収量の見込みは、以下のとおりです。

【特定分別基準適合物の回収量の見込み】 (単位：トン)

容器包装廃棄物の種類		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器		306	307	308	309	309
主としてアルミ製の容器		476	476	478	479	480
無色のガラス製容器	合計	683	684	686	688	689
	引渡数量	—	—	—	—	—
	独自処理量	683	684	686	688	689
茶色のガラス製容器	合計	530	530	532	533	535
	引渡数量	—	—	—	—	—
	独自処理量	530	530	532	533	535
その他の色のガラス製容器	合計	119	119	119	119	120
	引渡数量	—	—	—	—	—
	独自処理量	119	119	119	119	120
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウム		381	382	383	384	385

が利用されているものを除く。)						
主として段ボール製の容器		2,358	2,360	2,368	2,374	2,378
主として紙製の容器であって上記以外のもの	合計	-	-	-	-	-
	引渡数量	-	-	-	-	-
	独自処理数量	-	-	-	-	-
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計	391	391	392	393	394
	引渡数量	-	-	-	-	-
	独自処理数量	391	391	392	393	394
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計	1,616	1,617	1,623	1,626	1,630
	引渡数量	1,616	1,617	1,623	1,626	1,630
	独自処理数量	-	-	-	-	-
(うち白トレイ)	合計	-	-	-	-	-
	引渡数量	-	-	-	-	-
	独自処理数量	-	-	-	-	-

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物の収集実績に人口変動率を掛け、各品目の原単位から求める。

【算定式】 原単位×各年度人口×年度日数／10⁶

なお、各年度の将来人口は、流山市総合計画（2020年3月策定）の将来推計人口に伸び率を求め推計した。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口(4月1日)	210,247人	212,587人	213,379人	214,095人	214,568人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集に係る基本的な事項は、下表のとおりです。

容器包装廃棄物の種類	分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製の容器	空きびん・空き缶	住民団体による 集団回収、公共 施設拠点回収	民間業者
アルミ製の容器			
ガラス製の容器（無色）			
ガラス製の容器（茶色）			
ガラス製の容器（その他色）			
紙製の容器（飲料用）	紙パック（飲料用）		
段ボール製の容器	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市

その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ※プラスチック製容器包装を排出する際に使用する指定収集袋を含む。		(委託)
-----------------	---	--	------

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に係る施設の整備に関する事項は、下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	空きびん・空き缶	麻袋	平ボディ 及び パッカー車	民間業者
アルミ製の容器				
ガラス製の容器（無色）				
ガラス製の容器（茶色）				
ガラス製の容器（その他色）				
紙製の容器（飲料用）	紙パック（飲料用）	結束		
段ボール製の容器	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	リサイクルプラザ・リサイクル館（選別・圧縮）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ※プラスチック製容器包装を排出する際に使用する指定収集袋を含む。			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収

本市では、資源物の回収について、平成24年度に行政回収を廃止し、再資源化に大きな役割を果たす集団回収へ一元化し、容器包装廃棄物（空きびん・空き缶、紙パック（飲料用）、段ボール）について活動団体に対し報償金を、回収業者に対しては奨励金をそれぞれ支給しています。

4 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

流山市告示第34号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画のうち令和6年度の実施計画を定めたので、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号）第6条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

流山市長 井崎 義治

1 趣旨

この一般廃棄物処理実施計画は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施するごみ及び生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

ア 発生量

区分	発生量
燃やすごみ	42,688ト
燃やさないごみ	2,816ト
容器包装プラスチック	3,515ト
ペットボトル	558ト
資源物	164ト
有害危険ごみ	107ト
粗大ごみ	1,656ト
剪定枝・落葉及び草	4,538ト
集団回収	9,246ト
合計	65,288ト

イ 処理量

区分	合計	家庭ごみ	事業系ごみ
燃やすごみ	42,688ト	30,048ト	12,640ト
燃やさないごみ	2,816ト	2,816ト	
容器包装プラスチック	3,515ト	3,488ト	27ト
ペットボトル	558ト	531ト	27ト
資源物	164ト		164ト
有害危険ごみ	107ト	107ト	
粗大ごみ	1,656ト	1,506ト	150ト
剪定枝・落葉及び草	4,538ト	967ト	3,571ト
合計	56,042ト	39,463ト	16,579ト

(2) し尿及び浄化槽汚泥

区分	発生量及び処理量
し尿	827キロリットル
浄化槽汚泥	7,713キロリットル
合計	8,540キロリットル

(3) 動物死体

区分	発生量及び処理量
動物死体	867体

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

一般廃棄物処理基本計画（平成30年度策定）の基本方針「資源を有効に利用する循環型のまちを目指して」に基づき、次の方策を実施し、ごみの排出抑制に努める。

発生抑制の推進	ごみ減量・資源化の啓発	ごみの減量・資源化の具体的な方法等について、定期的・継続的に情報発信する。
	講座	リサイクルプラザ・プラザ館を活用して、各種リサイクル講座を実施する。
	粗大ごみの修理再生	粗大ごみとして排出された家具と自転車を修理再生し、安価で販売する。
	生ごみの資源化	たい肥化だけでなく飼料化も視野に入れ、関係機関に協力を求めていく。
	ごみ出前講座 (ケロクルミーティング)	職員が地域へ出向き、市民とごみ減量・資源化に関する意見交換を行う。
	環境教育	小学生のクリーンセンター施設見学会を実施する。
	廃棄物減量等推進員 (ごみ減量推進員)	各自治会から推薦された方を、地域のごみ減量リーダーとして「ごみ減量推進員」に委嘱する。
	ガレージセール	市内のフリーマーケット情報をホームページで紹介するなど、開催への支援を行うほか、市主催のガレージセールを開催する。
	生ごみの水切りの推進	生ごみの水切りによるごみ減量について、広報紙に掲載するなど市民にPRを行う。
	流山市指定ごみ袋の啓発	ごみの減量化や、適切な分別の推進によるさらなる資源化などの観点から、導入した指定ごみ袋について、引き続き啓発に努める。
資源化の推進	家庭ごみ収集曜日カレンダーの配布	分別排出の徹底及び排出日の間違いをなくするために全世帯に配布する。
	集団回収	資源物の収集は平成24年4月から集団回収に一元化しているので、一層の制度の周知に努める。
	ごみ分別アプリの普及促進	ごみの分別や収集曜日の検索、ごみに関する市からのお知らせを確認できるスマートフォン向けアプリを普及促進する。
	資源物の持ち去り対策	パトロール等を実施し、資源物の持ち去り防止の対策を講じる。
	剪定枝の資源化	森のまちエコセンターに持ち込まれた剪定枝から、たい肥やチップを生成する。
ご事業対策系	一般廃棄物減量計画書	一定規模以上の事業所に対して、ごみ減量計画書の作成及び提出を義務付けることにより、事業系ごみの発生抑制を図る。
	ごみ減量の啓発・促進	事業系一般廃棄物の減量に向け、事業系廃棄物処理ガイドブックにより、ホームページ等を活用して廃棄物の減量を啓発・促進する。
	アンケート	事業所に対して、ごみの出し方のアンケート調査を行うことにより、事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を進める。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

※詳細については、市が作成する分別表を参照のこと。

(1) 家庭系ごみ

- ア 燃やすごみ
- イ 燃やさないごみ
- ウ 容器包装プラスチック
- エ ペットボトル
- オ 有害危険ごみ
- カ 粗大ごみ

※剪定枝の引き取りについては5束までを1点として粗大ごみとして取り扱うこととする。

(2) 事業系ごみ

- ア 燃やすごみ
- イ 粗大ごみ(可燃性)
- ウ 剪定枝・落葉及び草

(3) 公共施設ごみ

- ア 燃やすごみ
- イ 資源物
- ウ 剪定枝・落葉及び草

(4) し尿及び浄化槽汚泥

(5) 動物死体

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

ア ごみ

(ア) 家庭系ごみ

家庭系ごみの内、4(1)ア及びウはそれぞれの流山市指定ごみ袋、それ以外の区分は透明または中身の確認できる透明性を有するビニール袋に分別して収集日の午前8時30分までに集積所へ排出すること。

また、集積所への排出が原則であるが、自ら一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)へ搬入することもできる。

ただし、引越しごみ等の臨時又は多量のごみは集積所に排出することはできず、自ら施設へ搬入するか、市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者(以下「許可業者」という。)に収集を依頼する。

区分	収集形態	収集回数	収集体制
燃やすごみ	集積所(戸別)	週2回(指定日)	委託
燃やさないごみ	集積所(戸別)	月2回(指定日)	委託
容器包装プラスチック	集積所(戸別)	週1回(指定日)	委託
ペットボトル	集積所(戸別)	月2回(指定日)	委託
有害危険ごみ	集積所(戸別)	月2回(指定日)	委託
粗大ごみ	戸別	随時	委託

※括弧内は高齢者等ごみ出し支援事業の収集方法を表す。

(イ) 事業系ごみ

事業者は廃棄物処理法及び市が定めた事業系廃棄物処理ガイドブック(流山市事業系廃棄物受入基準)に従い、自ら適正に処理をすること。自ら処理することができない場合は、許可業者に委託すること。

区分	収集形態	収集回数	収集体制
燃やすごみ	事業所別	随時	許可業者
粗大ごみ(可燃性)	事業所別	随時	許可業者
剪定枝・落葉及び草	事業所別	随時	許可業者

(ウ) 公共施設ごみ

公共施設廃棄物収集業務受託業者が収集する。また、必要に応じて自ら施設へ搬入する。

小・中学校等の給食施設がある公共施設については、燃やすごみの特別収集（営業日毎日）を行う。

区分	収集形態	収集回数	収集体制
燃やすごみ	事業所別	週1～2回	委託
資源物	事業所別	月2回	委託

イ し尿及び浄化槽汚泥

区分	収集形態	収集回数	収集体制
し尿	戸別・事業所別	おおむね月1回	委託
浄化槽汚泥	戸別・事業所別	おおむね年1回	許可業者

ウ 動物死体

区分	収集形態	収集回数	収集体制
動物死体	戸別	随時	委託

※自ら施設へ搬入することもできる。

エ 施設への搬入時間

施設への搬入時間は、日曜日及び年末年始を除き、次のとおりとする。

午前	8時30分から11時40分まで
午後	1時から4時15分まで

オ 許可業者

許可業者は、次の業者とする。

株式会社大橋	有限会社関紙業
北葉実業株式会社	有限会社日東サービス
有限会社関商店	有限会社柏清掃
有限会社クリーン・アップ	安蒜運送有限会社
株式会社高田産業 ※(株)東武鉄道市内各駅構内から発生 する一般廃棄物のみ	株式会社流山清掃事業
江戸川清掃株式会社 ※浄化槽汚泥／浄化槽清掃のみ	エルエス工業株式会社 ※実験用動物等の死体及び付随汚物の み
有限会社流山清運社 ※浄化槽汚泥／浄化槽清掃のみ	流山市管工事協同組合 ※浄化槽汚泥／浄化槽清掃のみ

なお、計画発生量等を勘案すると既存の許可業者により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

(2) 中間処理計画・最終処分計画

ア ごみ

区分	搬入者	搬入量	施設	処理の主体	方法	資源化量等	最終処分	処分の方法
燃やすごみ (可燃ごみ)	家庭系	30,048ト	流山市クリーンセンター ごみ焼却施設	直営 一部委託	焼却	炉下鉄 228ト(資源取扱業者)	炉下不燃物等 1,436ト(委託処理)	埋立て (市外)
	事業系	12,640ト				スラグ 1,137ト(道路舗装業者等)		
残渣(リサイクル材)	—	6,565ト				紙布類 45ト(資源取扱業者)		
剪定枝・落葉及び草	家庭系	967ト	森のまちエコセンター 剪定枝資源化施設	直営	破砕	バイオマス利用等 3,923ト(委託処理)		
	事業系	3,571ト				たい肥化 615ト(直営)		
燃やさないごみ (不燃ごみ)	家庭系	2,816ト	流山市クリーンセンター リサイクルプラザ・リサイクル館	包括委託	破砕 選別 圧縮	プラスチック製容器包装 1,440ト ((公財)日本容器包装リサイクル協会) ペットボトル 404ト (資源取扱業者) 金属類 596ト (資源取扱業者) 乾電池・蛍光管 49ト (資源化委託) 不燃性粗大 43ト (委託処理) 小型家電 8ト (資源取扱業者) 処理困難物 2ト (委託処理) 残さ 6,565ト (ごみ焼却施設)		
容器包装プラスチック	家庭系	3,488ト						
	事業系	27ト						
ペットボトル	家庭系	531ト						
	事業系	27ト						
有害危険ごみ	家庭系	107ト						
粗大ごみ	家庭系	1,506ト						
	事業系	150ト						

イ し尿及び浄化槽汚泥

区分	施設(処理主体)	処理量	方法及び量	最終処分	処分の方法
し尿	森のまちエコセンター	827キロリットル	ごみ焼却施設 269ト	沈砂 4ト (委託処理)	埋立て (市外)
浄化槽汚泥	し尿処理施設(直営)	7,713キロリットル	委託処理 27ト	焼却灰 2ト (委託処理)	

ウ 動物死体

区分	施設(処理主体)	処理量
動物死体	流山市クリーンセンター 小動物焼却設備(委託)	867体

(3) 収集運搬及び処分を行わないもの

ア 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の対象である機器
特定家庭用機器廃棄物は、家電小売店に引取りを依頼するか、
特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所に自
己搬入する。

イ 家庭用パーソナルコンピュータ
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)
に基づきメーカー等に回収を依頼する。

ウ 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第1項各号に規定す
るもの
販売業者又は専門処理業者に処理を依頼する。

エ 上記以外のもの
市が作成する分別表又は市長の指示に従うこと。

6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ

区分	概要
施設の名称	流山市クリーンセンター ごみ焼却施設
所在地	流山市大字下花輪 1 9 1 番地
施設規模	2 0 7 トン／日
処理方式	ガス化溶融炉(流動床式)

区分	概要
施設の名称	流山市クリーンセンター リサイクルプラザ・リサイクル館
所在地	流山市大字下花輪 1 9 1 番地
施設規模	5 7 . 1 トン／日
処理方式	選別・圧縮・保管

区分	概要
施設の名称	森のまちエコセンター 剪定枝資源化施設
所在地	流山市こうのす台 1 5 9 4 番地
施設規模	3 トン／日
処理方式	破碎

(2) し尿及び浄化槽汚泥

区分	概要
施設の名称	森のまちエコセンター し尿処理施設
所在地	流山市こうのす台 1 5 9 4 番地
施設規模	5 6 キロリットル／日
処理方式	浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式＋高度処理

(3) 動物死体

区分	概要
施設の名称	流山市クリーンセンター 小動物焼却設備
所在地	流山市大字下花輪 1 9 1 番地
施設規模	1 4 0 キログラム／日
処理方式	バッチ焼却式

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 剪定枝・落葉及び草を自己搬入する場合には、以下の基準により受入れを行っている。

ア 剪定枝の規格

(ア) 長さ2メートル以下であること。

(イ) 太さ20センチメートル以下であること。

イ 剪定枝の種類

(ア) キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシ、その他毒性を有し資源化に適さない樹木でないこと。

(イ) 樹木の根、腐食した樹木、その他砂や石などの混入・付着により処理施設の故障の原因となるものでないこと。

(2) 家庭から発生する資源物については、集団回収方式により回収する。

(3) 水銀に関する水俣条約を担保する各種法令が、平成29年10月に改正されたことから、事業活動によって排出された水銀使用製品については収集及び処理・処分方法を法令内容に照らし、「水銀使用製品産業廃棄物」として適正に処理されることとなった。

については、本市クリーンセンターは一般廃棄物処理施設であることから、事業活動によって排出された水銀使用製品の搬入の受け入れを行わないこととする。

(4) リチウムイオン電池を含む家電製品等については、火災防止の観点から原則的に電池を外し本体のみ燃やさないごみで排出すること。ただし、電池の外せない製品については電池含有の旨を記載した上で有害危険ごみとして排出すること。

なお、外した電池は販売店等の回収ボックスへ排出すること。

(5) クリーンセンターの処理能力を超える処理困難物を廃棄物として排出しようとするときは事前にクリーンセンターへ連絡し、その処理方法等について指示に従うこと。

5 清掃事業の沿革

年	月	内 容
S32		流山町清掃条例を制定
S33		塵芥焼却炉を稼働(7.5 t /日) →S42廃止 この頃、ごみは各家庭がごみ箱に入れ、作業員が炭俵で集める
S40	7	市全域でごみの定時収集を開始 初めてパッカー車を購入する
	11	衛生センター(し尿処理施設)を稼働(36Kl/日) →H13廃止
S41	4	清掃事務所を設置 名称を「流山町清美園」とする
S42	1	市制施行
	2	塵芥焼却炉を稼働(20t/8h) →S57廃止
	4	し尿の定期汲み取りを開始
S45	4	流山市清掃条例を改正 家庭ごみの手数料を廃止し、事業ごみの手数料を改定する
S46	1	し尿処理施設を増設(36→72kl/日)
	11	塵芥焼却炉を稼働(30t/8h) →S57廃止
S47	3	流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定 汲み取り料金を改正し、一般家庭は定額制とし、工場などは従量制とする
	9	市職員を全員不法投棄監視員に任命
S49	11	広報ながれやまに善意用品交換コーナーを設置
S50	3	し尿処理施設を増設(72→142Kl/日)
	4	し尿処理手数料口座振替を開始
	8	クリーン機動班を設置 分別収集を開始(一般ごみ、危険物、雑ごみ)
S52	4	分別収集を変更 危険物収集を月2回とする し尿手数料を改正 資源有効利用指導要領を策定 この頃から市民のリサイクル運動が活発になる
S53	8	不燃物分別施設を稼働(30 t /5h)
S56	9	し尿処理場を改造(処理能力そのまま)
	11	焼却施設を稼働(140 t /16 h) →H20廃止
S57	2	分別収集を変更 燃えるごみ、燃えないごみの2分別にし、粗大ごみを電話申込とする 多量排出事業所のごみ処理方法を変更する(事業系ごみ7円/kg)
S59	4	リサイクル団体に回収報償金支給を開始(1団体1万円)
	9	乾電池回収を開始
	12	指定ごみ袋(可燃物)を導入 →H16廃止

年	月	内 容
S60		分別収集を変更 燃えないごみの週1回収集を始める
S61	4	生ごみ肥料化処理器購入補助金交付要綱を制定
S62	4	流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正 ごみ処理手数料を改正する(事業系可燃ごみ10円/kg、事業系不燃ごみ15円/kg)
S63	3	一般廃棄物処理(長期10ヶ年)基本計画を策定
H2		し尿処理場を改造(85k1/日・35k1/日 →H13廃止)
H4		公共施設資源物回収を開始 →H24廃止 ガレージセールを開始 ごみ減量化促進ポスターコンクールを開始
H5	3	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を制定
H6	7	一般廃棄物処理基本計画を策定(平成5年度～平成19年度)
H7		廃棄物減量等推進員制度を開始 リサイクル協力店制度を開始
H8	5	廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画を策定 生ごみ肥料化処理機設置モデル事業(小山小・リース)を開始
H10	2	ごみ減量・資源化キャラクターとして「ケロクル」を決定
	10	分別収集を変更(5種分別) 資源ごみの収集を開始 粗大ごみを有料化し、排出容器を透明又は半透明袋に変更する
H11	4	流山市ごみ減量・資源化行動計画(愛称:ケロクル・プラン)を策定
H12	4	家庭ごみの祝日収集を開始 ペットボトルのモデル収集事業を開始(15店舗・H15.3まで)
H13	4	生ごみ肥料化処理機設置モデル事業(向小金小・買取)を開始
H14	3	流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例を制定
H15	4	リサイクルプラザを稼動(工場棟52t/5h・啓発棟) 分別収集を変更(6種分別) ペットボトル、プラスチック類の収集を始める
	12	クリーンセンター環境保全対策協議会を設置
H16	1	し尿処理施設を改造(標準脱窒素処理方式、処理能力75k1/日)
	4	ごみ収集曜日カレンダー配布を開始
	4	ごみ焼却施設を稼動(207t/日) リサイクルプラザを含めた総称を「流山市クリーンセンター」とする
	4	分別収集を変更
	4	事業系ごみの処理手数料を改定し、家庭ごみの直接搬入を有料化する(15.75円/kg)
	4	指定ごみ袋(可燃)をやめる
	10	マイバッグ普及促進事業(千葉県・2カ年)
H17	3	一般廃棄物処理基本計画を策定
	6	第4期分別収集計画を策定

年	月	内 容
H17	7	ケロクルミーティング(ごみ出前講座)を開始
	10	3R推進月間特別企画「実感 目で見て手で触って3R!」を開催
	11	リサイクルプラザの処理能力を変更 ペットボトルライン0.8→1.6t/5h リサイクルプラザ全体52→52.8t/h
	12	「し尿処理施設の再整備について」廃棄物対策審議会へ諮問
H18	2	「し尿し尿処理施設の再整備について」廃棄物対策審議会から答申
	2	循環型社会形成推進地域計画を策定
	4	地域融和施設(下花輪福祉会館・ほっとプラザ下花輪)を開設
	10	3R推進月間特別企画「ペーパーリサイクル講習会」を開催
	11	家庭ごみ収集に競争入札制度を導入
H19	12	リサイクルプラザで環境シンポジウムを開催
	1	リサイクル推進店認定制度実施要綱を制定
	4	リサイクルプラザの処理能力を変更 ペットボトルライン1.6→2.1t/5h リサイクルプラザ全体52.8→53.3t/h
	6	第5期分別収集計画を策定
	10	3R推進月間特別企画「地域のごみ問題を考える」を開催
	11	「循環型社会形成のためのごみ処理有料化について」廃棄物対策審議会へ諮問
H20	12	おおたかの森でケロクルミーティングを開催
	3	「循環型社会形成のためのごみ処理有料化について」廃棄物対策審議会、市長へ答申
	4	生ごみ肥料化処理機(小山小)を廃止(機器の老朽化及び小山小の移転のため)
	6	「流山市におけるごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量化・資源化施策の実施計画(案)」に関する市民意見公募(パブコメ)を実施(6/15~7/15 46名から意見あり) 「流山市におけるごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量化・資源化施策の実施計画(案)」に関する説明会を開催(21回(98自治会等))
	9	総合的な判断により、「流山市におけるごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量化・資源化施策の実施計画(案)」の一部を見直すこととし、ごみ処理有料化を見送る
H21	11	旧清美園焼却施設解体工事完了(H20.2月~H20.11月) 分別収集計画を変更(「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」について、平成20年度の引渡の実績を踏まえ、平成21年度以降の計画量を変更)
	12	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正(資源物の持ち去りの禁止を追加H21.4.1施行)
	3	汚泥再生処理センター建設工事着工(H22.3月完成予定) 流山市集団回収に関する規則を制定
	4	資源物の持ち去りの禁止を施行(啓発看板設置、パトロール開始)
	5	生ごみ水切り容器による生ごみの減量啓発(廃棄物減量等推進員、一般市民)
	7	ペットボトルキャップ回収運動について公共施設での回収の支援開始
	9	「流山市一般廃棄物処理基本計画の策定について」廃棄物対策審議会へ諮問
11	「流山市一般廃棄物処理基本計画の策定について」廃棄物対策審議会、市長へ答申 千葉県環境学習アドバイザーによる環境講演会(「ごみ減量を考える」)を開催	

年	月	内 容
H21	12	「流山市一般廃棄物処理基本計画（案）」に関する市民意見公募（パブコメ）実施
H22	3	市内小学校に大型生ごみ処理機を設置（3校） →R3.3 廃止 一般廃棄物処理基本計画を見直す（計画目標年度：平成30年度） 森のまちエコセンター（汚泥再生処理センター）建設完了
	4	森のまちエコセンター 稼働
	6	第6期分別収集計画を策定
	9	森のまちエコセンター 竹の試験的な受入を開始 " 剪定枝の有料収集を開始
H23	3	生ごみ肥料化処理器購入補助金制度が終了
	5	流山市共通ポイントカード「ながぼん」によるノーレジ袋エコポイント付与助成を開始 →H25廃止
	7	インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参入 福島第1原発事故(H23.3発生)による焼却灰の放射線が問題となる
	8	流山市リサイクル事業協同組合（再生資源物回収業者）設立
	9	「剪定枝・落葉及び草」の収集変更（「燃やすごみ」→「有害・危険ごみ」の日）
	10	リサイクルプラザの処理能力を変更 ペットボトルライン2.1→3.1 t /5h リサイクルプラザ全体53.3→54.3 t /5h
	11	国との「指定廃棄物保管委託業務契約」締結
H24	3	西深井小学校に大型生ごみ処理機を設置 →R3.3 廃止
	4	資源ごみについて行政回収を廃止し、集団回収へ一本化 資源ごみの拠点回収(公共施設5箇所)を開始 分別収集を変更 プラスチック類を容器包装プラスチックに変更 ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業を開始 公共施設廃棄物収集事業を開始 リサイクル館包括管理運営業務委託開始（H24年度からH28年度）
	7	リサイクルプラザの処理能力を変更 びん・缶ライン5.3→0 t /5h ペットボトルライン3.1→4.6 t /5h リサイクルプラザ全体54.3→50.5 t /5h
H25	5	第7期分別収集計画の策定
H26	1	リサイクルプラザの処理能力を変更 1日あたりの稼働時間を変更 5h→10h 粗大ごみ処理系 7.8 t →8.2 t /日 燃やさないごみ処理系 18.9 t →24.1 t /日 プラスチック処理系 19.2 t →20.2 t /日 リサイクルプラザ全体50.5 t →57.1 t /日

年	月	内 容
H26	2	「流山市一般廃棄物処理基本計画の策定について」廃棄物対策審議会へ諮問
	4	流山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正
	4	ごみ処理手数料を改正する（162.0円/10kg）←消費税の増税（5%→8%）に伴う措置
	4	「ごみの処理・リサイクルに関するアンケート調査」を実施（4/1～4/30） 調査票発送数及び回答数（対象は無作為抽出による） 市民：2,000件（有効配布数 1,995件、回答数 886件、無効数 5件） 事業者：1,000件（有効配布数 974件、回答数 318件、無効数 5件）
H27	1	指定廃棄物一時保管施設整備工事開始
	7	指定廃棄物一時保管施設整備工事完了
	10	スラグ再利用再開
H28	1	「流山市一般廃棄物処理基本計画の策定について」廃棄物対策審議会より答申
	2	「流山市一般廃棄物処理基本計画【中間評価】」を策定
	3	指定廃棄物一時保管施設に約582トンの指定廃棄物を保管・密閉
	6	第8期分別収集計画の策定
H29	3	「流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」廃棄物対策審議会へ諮問
	4	リサイクル館包括管理運営営業委託（平成29年度～令和3年度）
H30	7	「流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」廃棄物対策審議会から答申
H31	1	「流山市一般廃棄物処理手数料の見直しについて」廃棄物対策審議会へ諮問
	3	「流山市一般廃棄物処理基本計画」を策定
	3	「流山市災害廃棄物処理計画」を策定
	4	「剪定枝、落葉及び草」の収集変更（「有害・危険ごみ」→「燃やすごみ」の日）
R01	5	第9期分別収集計画の策定
	6	「流山市一般廃棄物処理手数料の見直しについて」廃棄物対策審議会から答申
	10	ごみ処理手数料を改正する（165.0円/10kg）←消費税の増税（8%→10%）に伴う措置
R02	4	事業系ごみの処理手数料、家庭ごみの直接搬入手数を改定する（300円/10kg） 総重量が10キログラム未満の場合、10キログラムとして算定
	6	「一般廃棄物（ごみ）の排出に係る指定袋の導入について」廃棄物対策審議会へ諮問
	7	「一般廃棄物（ごみ）の排出に係る指定袋の導入について」廃棄物対策審議会から答申
	9	「指定ごみ袋の導入について（案）」に関する市民意見公募（パブコメ）を実施
R03	1	指定ごみ袋説明会開催
	3	「流山市クリーンセンターごみ焼却施設長寿命化総合計画」策定
	3	大型生ごみ処理機（5台）老朽化のため終了・廃止
	10	指定ごみ袋導入移行期間開始（燃やすごみ・容器包装プラスチック）
R04	2	指定廃棄物一時保管施設浸水対策工事完了
	4	指定ごみ袋完全導入（燃やすごみ・容器包装プラスチック） 指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援事業 開始 生ごみ肥料化処理器購入補助金制度 開始
	7	第10期分別収集計画の策定
R05	4	ごみ焼却施設基幹的設備改良工事着工

年	月	内 容
R06	4	「事業系廃棄物受入基準」を見直す



清掃のあらし 2024

令和6年12月発行

【編集・発行】

流山市環境部クリーンセンター

流山市大字下花輪 191

TEL 04-7157-7411 FAX 04-7150-8070

Mail seisou@city.nagareyama.chiba.jp